特1
404

正卜考

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404

ガラス使用

THE NIPPON

（第參版）　大正三年一月八日

●齋田は龜卜

はゝか木採伐の命

大嘗會齋田は京都以東以南を悠紀、京都以西以北を主基の地方として點定さるゝこと勿論なるが該齋國郡の點定に就ては往古より龜卜の法を以てさるゝ例なれば今年の齋國郡も同じく龜卜の方法に依つて點定せらるゝ事に決定し大禮使事務官は過般はゝか木（樒櫻）を帝室林野管理局に調進方を委囑し同局は直に之を宇都宮出張所に命令したり然るに同出張所にては管轄御料林中樒つはみつ櫻にては如何この問合せあり管理局は其異同の辨別に苦み之を材木商に謀りしに孰れも同種なるべしとの答辯を得たれば更に出張所に此か調進を命じたる元來

▲龜卜の法　は卜部姓ある吉田家に傳はり世々卜定を司掌し居り其法たる龜甲上に齋國郡を書し之をはゝか木にて燒き水中に投じ其の甲上に生ずる龜裂の指定せる國郡を點定するものなるが今回の龜卜の儀は掌典部に於て擧行せらるべきやに聞くも右日光山より伐採せんとするはゝか木は樒さくつはみつ櫻なるものは果してはゝか木と同一物なるや辭書にもはゝか木は樒さくらと訓しつはみつ櫻とは別種なるが如き疑ひあり今回御大典に當り龜卜の古例を以て神聖に齋田と點定せんとするは此の如き疑はしきものを用ふるは如何にやとの議もあり元來

▲はゝか木　に就ては往古より大典龜卜の際は必ず之を大和國よの吉田家に納むるの例ありて今尚同國某神社の境内に繁生し居れりとの事なるが今後某て何れを用ひらるゝ事となるべきか尚詮議さるべし而して右卜定の事は掌典部に於て來る二月中に擧行さるる筈なりと承はる

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404

ガラス使用

序例

遠(トホ)つ神世ふ。高天原の神事(カムワザ)よりなおえ來れる。牡鹿(シカ)の肩骨を灼(ヤキ)てトふ(ウラ)ト事は。皇孫尊(スメミマノ)の天降(アモリ)ます時より傳(モト)ちりて。神事(カムワザ)ぢ宗源として用ゐさせ給ふる。重(オモ)く尊(フルコト)き故實ありけれぞ。公事(オホヤケゴト)はさらふもいはず。世間ふのまねく用ひ來まりけるを。朝廷(ミカド)にもト部(ウラベ)と稱ふ職(ツカサ)を定めて。もはらそれト事(ウラワザ)を執(トリ)業て。神祇官(ツカヘツカサ)に仕奉らしめらるゝあとゝおむなおれりける。然(シカ)あれば今もそれ鹿(シカ)の肩骨を灼。亀甲(カメノカヘ)に代て

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

用ふる事となりぬるハ。漢國の亀卜といふト法の。
れのみから鹿卜に似たる趣なりけるにはちせて。
亀甲を用ゐむするの便よきに。ところ〴〵彼國風をま
ねびとらせなどする世の心ならひにて。亀甲を代へて
用ふる事となりぬれど。しかすがに卜法(ウラヘザマ)は。なほ舊(モト)
のまゝなりけむとおもえ。邊鄙(カタヰナカ)にはなほ舊のまゝ
に鹿卜せし由の。古書どもにも見えたるを。後世に
れよりては。漸に漢意にうつりさりしだちて。太古(イニシヘ)
のおほらかなりつる趣を。ものげなくおもひなり
て。彼國の亀卜の諸説。或は周易。陰陽家の説などを。

とりぐに交へたりとおぼゆるに。近世(キ)になりて
は。まれ〱さかしら言(ゴト)せる傳書えたるもの
ゝぐして。漢國の亀卜法の。その國には絶えたるが。皇
國に傳はり遺れるものなりと。たけた事の如く思
ひいふ人さへにおほゆるは。いと嘆かはしくなる
らしたわざになむありける。然(サ)るは今も對馬に古
の卜部の裔(ハツコ)の。代々亀卜の法を傳へたるが在りても
とよりはらぐしき傳書ハならば。たゞ古(イニシヘ)よりお
ほらかに語継(カタリツギ)ゐむ教(ヲシ)へて。其家の業とせりといふを。
其家の傳説を聞て書記せる書どものなるを見る

にその卜事(ウラワザ)のもとの由來(ユヱヨシ)。卜法(ウラヘザ)のおほらかにして。正しき古風(イニシヘブリ)の遺(ノコ)り傳はりたるものなるぞなほとの決(ウヅナ)くきこえて。めでたく尊きにつけて。かれこれの古傳書どもに考合せて。書しるせるをとりすべて。先なくはいふなり。但しその卜部の傳説とはいへど。代々語傳(カタリツタ)ふるほどに。訛れる事もありぬべく。又それのみから後ノ世ノ風にうつりかはりたりけむと。思はるゝ事の無にしもあらねど。古意にまちかきまで味(アヂハ)へば。それがかくはさとるべきなり

一此考ハ。對馬國卜部亀卜次第と題しある傳書を舉て。しばらく本傳として。其中の條事(クダリ)につきて。自餘(ソノホカ)の傳書どもの説を對注(ムカヘシル)し。また他(ホカ)の古書どもに見え。また古傳の遺(ノコ)りときこえて證とすべき事どものあるをも。因(チナミ)に合せ注しつけて。舊(モト)の鹿卜の趣に。まちかきまで意得べく。採集めて。たやすくわれし定めあるさまにしらむとはいもつべ

一いはゆる本傳の對馬國卜部亀卜次第は。奥に元禄九年五月。對馬國総宮司定之ノ男藤原齊延(マサノブ)と識して。其國の卜部の傳説を。打聞に記せるものなり。此人。字を藤佐助(トウサスケ)と称(イ)ひて。古學(ヘヒ)に志深くきこえありと

其くに人云へり。古語拾遺句解二巻を著せるが印本にてあり。松下見林が其序文の中に。對馬嶋下縣人藤原齊延有志于本朝舊記。久在百傳度逢。既而來京師。叩余環堵。深玩古語拾遺作句解。云々。余嘉信好書樂用心之勤。因為之序。云々。元禄十一年三月三日

一 ある元文傳といふは。それ本書の首に。元文二年對馬老臣杉村采女。就在江戸。毎度參會問亀卜之事。翌年帰國而差遣此書付。並亀甲之殼。葉若木圖。且葉若之葉。決數年之疑矣。豆酘村則杉村氏之領分也。以其書付記于此。巻尾に。元文三年四月朔日書之。磯波翁と記せり。あは卜部の書記せるものなれど。全文其圖も殘すことなく。本傳の條下の首に配注せり。上にあげる亀卜次第とある傳と。二部を併せて。正傳として心得べし（磯波翁。本名は岡田正利といへり。此人亀卜に心を入れて。吉田家・萩原家の傳・伊勢祭主の對馬傳・對馬の牟田氏傳・合せて四家の傳を受たりとぞ。集先記せる書あまたど。信がき説多く。あどけれどものなればよらば。察ふに。此傳を得ざる前に・集記せるものなるべし）

一 亀卜傳といふは。あれも齊延の筆記にて。對馬亀卜傳と題して。亀卜の事があらしと記せり。此はある本傳とせる。亀卜次第より前に記せりと見えて。

古意ならぬ事も交れり。されど次第に加へて意得がたき事の見えざるをば。選び採りて條下に載せざり。又上の二傳なると異ならぬ事どもはさらにいはず。そは下に擧ていふ書どもに見えざるも。又その例とすべし

一件の三部のほかに採載せる口授といふは。對馬亀卜口授あり。此ハ對馬の宗殿の醫。牟田榮庵の記せる書なり。新井君美主の紳書に。對馬人雨森東五郎の話に。牟田榮庵ハ。對馬領肥前の田代人なり。田代にて亀卜を得たりといへり。云々。と記しおかれたり。然れども此口授は。田代にて得たる亀卜なれど。もとは對馬の傳なるべし。其國より來りて。さらに卜部よりも問合せて。書記せるものなるべし。さて此書に頭注あり。同人のなるべし。いまに口授頭書といふこれなり。さて此口授に私説とおぼえて。古意ならぬハ省きて採らず

一また一傳といふハ。對馬亀卜傳或傳といふも同名題にて。いさゝか同傳を記せる書なり。また異傳といふは。對馬亀卜法あり。聞書といふは。亀卜聞書なり。これら記者詳ならず。又度會傳といふは。度會延

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

經神主ヲ對馬亀卜傳トいふる筆記あり。此は上ニ舉ていふる古語拾遺句解ヲ序ヨ。齊延が久在二度逢一と云ふる時ヨ。傳へをふる聞書ヲばー おれらみヲ對馬傳おづら。志どけヲ記しざまヲるがうへふ。さかーら説も交りてたゆれど。このすがヨ古傳ヲるばくおえて。本傳ふそへて意得ばよ事ヲのるをば。選むて採れりおれらヲほらみも。對馬傳ありとて。かをはしむかくく作り記せりと見ゆるがありて。そが中ふは。さむかり遠よ海中ヲ嶋國ふ住着て。鄙むてゐるト部ふ對むて。えせうる漢學者ヲど。さかーらヲる強言して。汝が家ヲ傳ヲりとて。志らぬ事ヲはかく記事ヲ。然るはかーる理ある毛ヲを。推量り云むさざ。なる古傳をさまに惑はせりや。とれもくる事は。を無にしもてらば。いげれふも古傳ならぬもとヲ。著るをとらば。

一見林傳といふは。京人松下見林が自筆の抄物ヲ中ふ。對馬ヲ亀トの傳ありとて。ふさくら記しけるを。見出ーて採れるヲりヲ。此人齊延と親しくて。古語拾遺句解ヲ序ヲ作ヲ。太玉命の社記を撰むて附へ

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

けるかれもに。齊延に其傳を聞けるあるよし
一白濱縁起は。伊豆國加茂郡白濱なる。伊古奈比咩神社のつねには。白濱大明神と申に縁起の中に見えたる。亀卜の事をとれるなり。此縁起は。其神社の祢宜。藤井昌幸が寫して見せたるなり。昌幸が云。此縁起の原書ハ。神主原氏の家に。古より蔵傳へありけるが。寛保元年の頃。社僧に怙山といふえせ僧の在りて。神主の幼弱なるにあはせて。かのれ神主の上にあらむとが謀りて。社傳のことゞもよろづ心のまゝに改めて。舊記どもを奪ひ失ひて在来れる縁起をとり合せて。新に此縁起を作り。舊の縁起をば。いたくにしありけむ。今傳はらずと。嘆して語りたる。さてその今の縁起を見るに。いとも拙劣き文もて。佛ざまの妄説どもかしどもなく書けるが中に。此社まで卜事せる趣をいさゝか記せり。そはかのえせ僧が。ゆゑにも知らまじき事なれば。此も舊の縁起よりて。當國の卜部の。卜事せるさまを記しおきけむをとりて。かくはに書なしけるものなるべしと著し。故その文をさながら拾ひとりて。本傳の條下に配り注せり。その縁起の中に。古風の神樂歌數首ありて。めづらしきを別に寫して。古唱集に載れけり。ト

事のあとも。あれと同じさまに。舊文の遺れるものなり

一八丈傳といふは。伊豆國八丈嶋人。高橋閔愼云。此閔愼。江戸に来り住て。八丈絹の商人となりて。字を八丈嶋屋与市と称へり。もはら漢學しけれども。皇國の古事にも心よせあるひとなりき。已前に八丈嶋人の其嶋の事誌せる。八丈裁衣織と云ふ書に。其嶋に卜部と称ふ者のありて。神事に預る由を記せるを見て。いかで其嶋人に逢て尋問まほしく思ひこがれるほど。閔愼が事ありきて訪ひて問聞けるなり　八丈嶋の村毎に。卜部と称ひて亀卜を行ふ者一人づゝありて。神事にも預るものとあり。古はいくらなりけむ。今は定まれる家門はあらねど。卜事を好むもの其傳を兼て。卜部といふになれるなり。これのみ其傳を兼るにはあらねど。年頃見

聞たよべる事ありとて。語りけるを。打聞に記おけるを。これも本傳の條下に書加へつ。さて此卜事も。古の伊豆卜部の傳の遺れるものなるべき事決し。古事談に。亀甲の御占には云々。伊豆國大嶋の卜人三人者。皆此占をするなり。堀川ノ院ノ御時。件ノ嶋ヨリ人上洛。召テ被レ占レ之。所下皆奉二仕卜事一者也と見えたり。古は今の八丈嶋を大嶋といひて。今の大嶋は。それに屬ける嶋にてありし事。古書に證あり。志かれば古より伊豆卜部の。今の八丈嶋にも住けりしあり

一弥彦傳。これは越後國蒲原郡。伊夜日子神社の神職の家に。太占とて傳ける亀卜の書なるを。此は全く寫して。本傳作二亀甲一次第の條下に載て考に備ふ。選むとるべし。さて此傳書の由来は。其處にいへり

一世間に吉田家。萩原家の亀卜の傳なりとてあるが。そ
れが書見えざり。真偽は知らねど。其はもとより秘
事とせらるゝ道なりときこゆれば。はゞかりてむ
とりも論ふことをせざれど。それのみならず。此道の世に
顕されむことを思ひて。かくはものせるにこそ

天保十五年九月廿九日

正卜考一ノ巻 本傳

伴信友 稿

對馬國卜部亀卜次第

亀卜ヲスル者。前齋七日

卜事を行ふにハ。卜庭神を迎祭りて卜問するに依りて。其を行はむとする前に。七日齋するなり○元文傳に。豆酘の郷までとむ申に時は。雷けの大明神と申侍て御座侍。其社にて一七日清き水をくみ。うち火を仕。水をかゝり。しやうじん仕。とむあげ申候○太政官式ニ云。凡御體ノ御卜者。神祇官ノ中臣率ニ卜部

等。六月十二月一日始齋。卜之九日卜竟。十日奏之。神祇官侵土諸司可令勘申狀。預申官。官召諸司仰之また四時祭式云。六月祭。十二月准之。卜御體。辭云於保美麻卜庭神祇祭二座。御卜始終日祭之。祭料。卜料。云々。とあり右所司預申官。頒告諸司。若有侵土者。具注移送。侵土とは。上に擧たる太政官式に。侵土諸司可令勘申狀云々。とも見えたるこれにて。土とは。卜庭の土なり。殊なる齋清まはる卜庭なるが故に。諸司の人に入ることを。かたく禁しめらるゝよしなり即中臣官二人。宮主一人。卜部八人。並給明衣。中臣細布。宮主以下調布自朔日始。十日以前卜訖奏聞。云々。この二式の文。本朝月令に引たる弘仁神祇式と全同し。又儀式奏御卜儀にもかくなり。さて儀式に。宮内省の奏詞に。御體詞云於保美麻御卜供奉礼留事云々。と見えたれば。卜御體と記されたるは。於保美麻乃美宇良と唱ふるなり。ま

た江次第に。御體御占。神祇官人。自朔日籠本官。迎太詔戸明神。云々。卜事の時。此神等を卜庭に迎祭る事。下に云へるがごとし宮主秘事口傳に。御體御卜第一重事也。自六月朔日於本官始行之。以此日名甲割。近代於本官不破甲。亀甲於里第破之などゝ見えたる自朔日云々とあるも。前齋にて。もとより七日七夜なる古例なりけむを。卜庭神等迎祭る儲。甲割などものにとて。朔日より始て本官に齋籠れるから。八日の齋まて。九日に御卜仕奉る事となれるものなるべし○白濱縁起に。占カタヲシヤクス文ヲ。七日七夜教フ。と書て次に。亀甲の町體を載たり。此言

いと拙くてたとえがさまをはらく推察るに。七日齋の間に。卜問する卜形を定むる事を釋すと云へるにて。さて其卜辭を唱へなどして。一道に心を致して在る由なるよし○按るに。七日の日數を用あることは。上古よりの例にて。すなはち神功紀に。皇后選吉日入齋宮親為神主云々。喚中臣烏賊津使主為審神者云々。而請曰。先日教天皇者誰神也。願欲知其名逮于七日七夜乃答曰云々。鎮火祭祝詞に。夜七夜晝七日云々。山城風土記に。神集々而七日七夜樂遊。靈異記に。少子部栖輕が死れる事を。雄畧天皇の

痛みて。留七日七夜誅彼忠信。また洞物語藤原ノ君ノ巻に。七日七夜とよのあかりして。うちはへ遊ぶ。などなほあり。何事にまれ。日數を重ねて。懇切にものする限りなとは。いつも上古よりの例にて。今の世にも七日潔齋とてする事はあるなり。七日といふに。夜も其中にこもれり

亀甲一枚。亀卜ヲスルノ具 制作之圖見于下

此圖。下に作亀甲次第の條下に見えたり。此とあるへ。照らして見るべし

小刀一枚。町ヲ鑿ル刀ナリ。甲鑿ト云。今用ノ鑿

四時祭式。卜御體條の卜料に。亀甲一枚。竹廿株。陶碗四口斧二柄甲掘四柄。刀子四枚。また木工寮式に。卜鑿四柄。鐫二口。右十一月新嘗會御卜ノ料。并神祇官。六月十二月神今食亦同 件の器どもの中の旁の片假字。右なるは古本。左は印本 下に見えたる卜料の器どもを考合すべし○元文傳に云。占とも申道具の事。かくほりと申候て。鐵にて廣さ三分。長さ三寸ほどに打。柄を三寸ほどに仕。うらをほり申候 うらとは。亀甲の裏なり。下の作ニ亀甲ノ次第の條の。圖に見えたり ○口授に云。甲ほり鑿ハ。常の鑿よりは薄くして。三分計の幅なるが佳とぞ○口授に。又卜器の圖を記して云

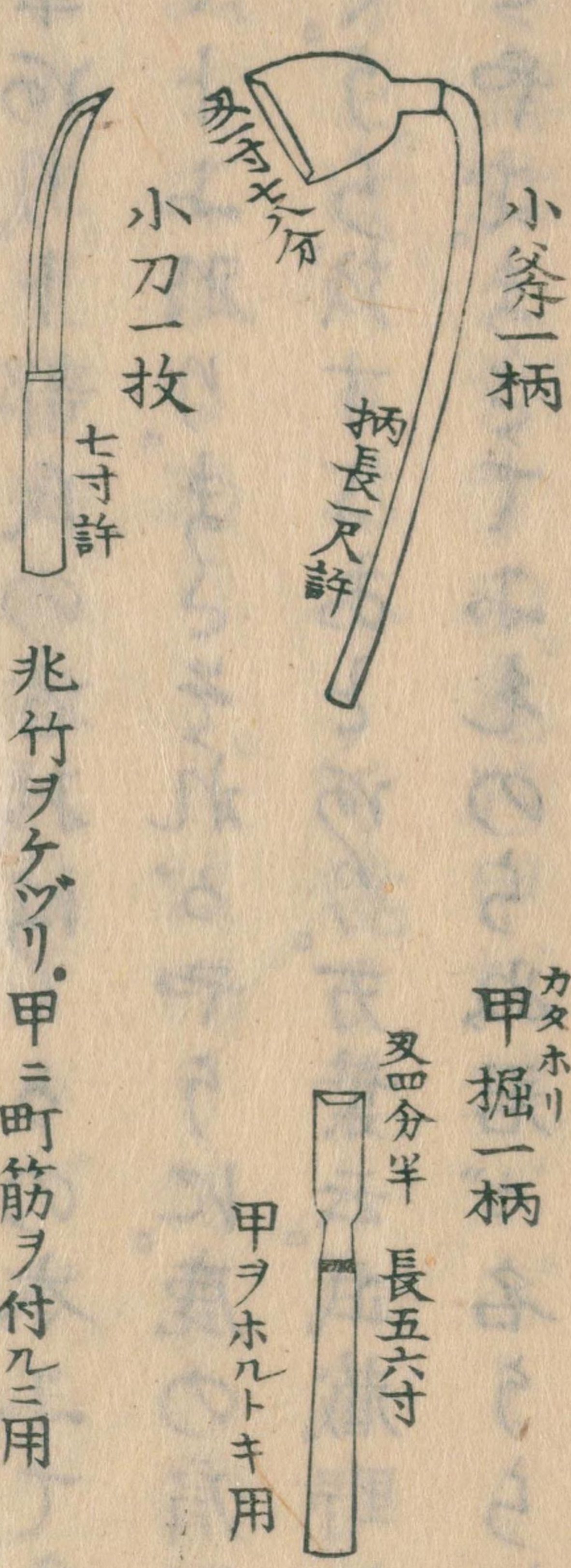

兆竹ヲケヅリ。甲ニ町筋ヲ付ルニ用

右イヅレモ定ル寸法ナシ

指火ノ木。四五十本許。定ル數ナシ。波々加ノ木ヲ用フ。長四五寸許。定ル寸法ナシ

古事記石屋戸隱ノ段に。召天兒屋命布刀玉命而。内拔天香山之真男鹿之肩拔而。取天香山之天波々迦而。

令占合麻迦那波而云々。波々迦。諸本婆々迦と書るを。應永本は波々迦と作るに據る◯臨時祭式に。九年中御卜料波々加木皮。仰大和國。有封社。令採進之。また齋宮式野宮主神司所請月料に。波波可五枚。亀甲波々可者。神祇官所行◯十奥義抄に云。藤原清輔朝臣著。此書一写本。又袖中抄に引けると併訂して採れり。下に引も同じ公家に亀甲を御卜といふ事あり。卜部氏の者のはゝかの木にて亀の甲を灼(ヤキ)て卜ふなり。またそれがやうに。鹿の肩の骨をやきそく。うらをするなどあり。万葉云。武蔵野にうらへかたやきまさてにものらぬ君が名うらに出にけり。云々。笛吹の社よりはゝかの木をきりて。都に奉りぬれば。神司亀の卜する事にぞ侍りけるとかや。また奥のえびすの。亀の甲を焼がごとくに。鹿の肩の骨を。はゝかの木して焼てうらなふなり。その肩をぬきて取るなりと。人は語り侍りし◯堀川院初度百首に。匡房卿。香山のはゝかが下にうらとけて。肩ぬく鹿の妻戀なせそ。又袖中抄に。仲實朝臣。ははか火にちかへる亀の卜串やきえとはしるハ君がみするか◯宮主秘事口傳。御卜始儀の下に。官掌進波々賀木。此木。官掌自笛吹社請取之。いま大和國忍海郡笛吹(フエフキ)村。笛吹山に。笛吹大明神の社ありとぞ◯元文傳に云。對馬國葉若木(ハウカノ)圖。

寫生

以上元文傳

○最上憶内圖說ニ云。北人本草學ニ精シ。木ハ其木ヲ寫生（ウツ）シ。草ハ其草ヲ寫生シ。別ニ小板トシ。其ノ其木ノ形狀モ考說ヲ書記シテモ寫生（ウツ）スルヲ。借リテ寫セルアリ

波々迦　漢名梓

波々迦（ハヽカ）出羽國村山郡邊ヨリアヅサ。南部北郡ヨリアヲモヽ。武州多摩郡。相州津久井縣邊ヨリアンガリの木トイヘル。ヨモツザクラトイフ。根皮ヲ以テ。トヾ色ヲ染ルヨリテミズメザクラト云フ。蘭藥キナヽ代ノ藥トス。花徑（ワタリ）三分。或ハ五分バカリ。朝顏ノ花ノ如クニ。茄（ナスビ）ノ上ハ一瓣（ヒラ）ニテ。櫻花ノ形ノ。五亞ヲトヽフ瓣ニテ。

国立国会図書館　タイトル『正ト考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

の尖(サキ)に刻(キザ)あり。花ノ色白し。櫻に後(オク)れて開くなり。櫻は花開く頃葉も生(ヒ)出るを。此木は葉生(ヒ)出て後に花開くなり。大坂蒹葭堂所蔵の。唐山の彫刻板を見るに。即此アヅサなり。皆巫のいづさ弓の古制を見えに。此木を幅一寸ばかりに薄く削り。七枚合て弦を張たるを見えり◯口授ニ云。はゝかの木。又母鹿木とも書。古説に庭櫻と云へり云々。犬(イヌ)櫻と云が正説なり。おしらへやうは。皮をつけながら割て。楊枝などにして用ふ。五十本許作るべし。皮をつけ置くは。凡櫻の皮は横に筋ありて裂るものなるに。木の理(スヂ)は縦(タテ)なり。縦横に氣の通ふものの故に。はゝかの木を用ひ来れり◯一傳の頭書に云。牟田榮庵云。はゝかは山櫻なりと云々◯一傳ニ云。はゝかの木十本許。筆の軸ばかりに割削り。皮つきにして。兼て拵へ。能く乾し置て。皮ながら割くなり◯新井君美主の東雅に。亀卜のはゝかの車を載られたる一説に。對馬の平倫久に問ひしに。はゝかは犬櫻といへる木に似て。花さかぬものゝ。若葉の赤きものありと云へり。櫻桃とは見えず。倫久の花咲ぬものなりといへるは。能くも心得ざりたるにや。又ハ君美主の聞訛られたるにてもあるべし◯或傳の頭書に。對馬にて。はゝかを。俗にはハ。ウ。カ。といふ。まゝ葉若と

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

も云ふ。又ダラ゚ともいふ〇諸説を合せ考ふるに。犬櫻。山櫻。よもそ櫻。あけさ。なれどいふも。所々の方言ながて。いづれにも同類の木とおちえなり。又れのれが見聞およべるは。下野わたりにてみねぞりといひ。若狭にてみぬめ櫻。みずめ櫻。まさづにみぬめみずめとも。又ゑどともいふ。これなるよし。花葉形状など。元文傳まさ憶内が寫せる圖に見えたるは〳ろな合へり。實も尋常の櫻にいたく異ならば。塩漬にして。酒飯の葉(アハセ)にも喰ふものなり。この木は花。櫻のおとく多くハ咲ゝば。葉間にありて。目にたちて賞(メヅ)べきものならねど。見ぬめ。見ずめなどいふ。まさ犬櫻とそいなえ。つねの櫻とは。花のいろく劣りるなよりて云ふなるよし。と山里に刀祢らがいへるを。既に聞たりし〇白濱縁起に。雨ツ三ノ亀ノカフニテ焼ベシ。（中略）櫻ノ木ノ皮ニ火ヲ付テ焼ベシ〇八丈傳に。櫻の木の枝の。東へさしたるを採りて。亀甲を焼く木に作る。其をはゝかと云

といへり〇神代紀纂疏（一條兼良公撰）太占卜事の條に。亀卜の事をのせて。以櫻木皮灼甲決其吉凶。櫻木此名波々加木。猶唐法用荊。（史記に補へる亀策傳に。灼以荊）〇歌林樸樕云。（松永貞徳著）はゝかの木を榊にいへらば。合歓にもいへらば。櫻木なり。（太平記・壒嚢抄等に。石屋戸隠れし卜事をいへる処に。はゝかに。合歓木をいひて書るは。いみじき漫説なれどら。古き説にてはあるなり）〇弥彦傳に。波々加木占甲ヲ焼薫具也〇鹿嶋神宮の官司が。延文元年の注進状に。鹿嶋太神宮。天葉若木事。右霊木者。明神降臨之時令随逐以来。卜在所於社壇之傍。連枝繁葉榮經億載之星霜。畢而彼神樹。本朝中限當社在之歟。他社

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

全無此種類。仍社内奇瑞之随一也。爰奉行神事之刻。採用件木枝事多之。所謂正月四日歳山。并毎月廿七日吉凶御占。及御物忌初任之時。以彼木為薪焼亀甲。就其験令撰補者也。毎奇異之祭礼令受用之處。自去七月枯畢。天下重事何事如之哉。古今更未聞如此之所例。尤可有御怖畏者歟。然則社家一同各抽丹誠雖祈請。斯木之本復曾無験之間。依令驚歎粗注進言上如件。延文元年十月□日。大宮司散位中臣朝臣□□。大祢宜正六位上中臣高親。大祝正六位上大中臣貞景。検非違使大中臣忠継。押領使大中臣景滋。益田祝中臣貞廣。田所権祝占部右重。和田祝大中臣政家。宮人行事中臣弘久。物申権祝占部常顕。案主散位三田久于。これ注進状の古案。太神宮司家に蔵てるを。由ありて寫されけり。其霊木の跡に。杉摩殖継きりと云傳ふるが今に在り。と同神官北條時鄰談れりき ◯波々迦の事。かくとりどりに混らはしく聞ゆる歟。されば辨へ試むる説あれど。定かならせければ。其も別記として。それは説をば

兆竹一本。相傳云佐麻志竹。然不知文字処。延喜式兆竹訓佐麻志竹故取之 定ル寸法ナシ。大槩長五寸餘許。本ヲ尖ニ削リ。末ヲ圭ノ如ク切ル也。卜スル毎ニ新ク作之也。

墨壹挺。

陶器壹口。

鐩

壹具

元文傳ニ云。さまし竹と申候て。長七寸二分にこしらへ申候○弥彦傳ニ云。佐麻志竹五本。是ハ水鉢ノ上ニ並ヘ置。甲ヲ摩リテ後。此竹ニカケ置○臨時祭式ニ云。凡年中御卜ノ料ノ兆竹者。官中ノ植ニ閑地ニ臨テ事ニ採リ用。兆竹。印本に訓假字無し。古本兆ノ字の假字にサ゜丁゜シ゜とあり。本傳に注まいせる式の訓ざまは。印本ならぬ本に依りて。以せるなるべし。又こゝに引る式文の官ノ字。印本宮と書けるを。古寫本に依りて訂して書り。官とは神祇官なり。○四時祭式ト御體ノ卜料に。亀甲一枚。陶椀四口。あの本傳に。陶器一口宮内式に。神今食新嘗會ノ所ニ須。卜坏二十口○弥彦傳ニ云。料紙。硯箱。火爐一ツ。ワタリ尺餘。土ニテモ金ニテモ作ル。神前ニ置。元文傳壇圖に爐けり○口授ニ云。道具は水を入置ク器。火を赫し置ク器。やきものにても金物にても用ふ。葉若ノ木。兆竹。甲を鑿るのみ一ツ。小刀一。一本此処の傍書に。此四品ヲ水火木金土トス。亀卜ハ必五行ヲ具スト云。然ルニ土ヲ欠ク故ニ必土間ニテ行フとけり。古は江次第軒廊ノ御卜の條に。亀卜必具五行。水灌之。火放之。木立之。金為懸水器。土以亀甲撤之と見えたる附會の妄説に依りて。別人ノ加筆せしなるべしまゝ硯。并筆墨を備ふ○一傳に。陶器径五寸許デンボト云土ニテ作ル○異一傳ニ云。柳箱ハ。亀甲。波々加木。兆竹。水ヲ入ル、陶器。鐩。墨。硯。筆。已上ノ具ヲ納ル也○按ふに。鐩は尋常ノ火打なるべし。古事記倭建命ノ段に。解ニ開其姨倭比賣命之所ニ給囊ノ口ヲ而見

者。火打有其裏。云々。以其火打而打出火。云々。書紀に。以燧出
火。㊅因に云。鑚火の事は。古事記大國主神國避段に。鎌海布
之柄作燧臼。以海蓴之柄作燧杵而鑚出火云。是我所
燧火者。とあるところの傳巻十四に。上代より忌て清
くある火は。皆鑚出すことにて。今に至るまでも。大
神宮の御饌炊く火なれども然なり。玉葉に。神宮之習
不用火打。用火切。と見えたり云々。と委しく辨注さ
れたるがごとし。なほ其火切の具。また其火を取る
すべを。見聞たるところみたる趣を云ふべし。其は糟屋
春雄云。己が遠江なる産土にて。神事をさら

なり。尋常も火を鑚て用ふ家あり。其火切の杵は。篦
竹の圓一寸二三分（切たる小口ばかりの徑り四分）ばかりなるを。上下
の節を切去りて。笯間一尺ばかりなるを。本方を先
とすべくかまへて。笯中に藁をさし籠るなり。臼の
板は。厚さ五六分許。檜また杉の心を撰て。圖のごと
くに造り。杵を受くばかりに圓
く凹えれまて。臼の儲とし。又其
凹より外の木口を。竪さまに下
まで。深さ二分ばかりに細く切
目をつくるなり。この杵。臼。藁。とも

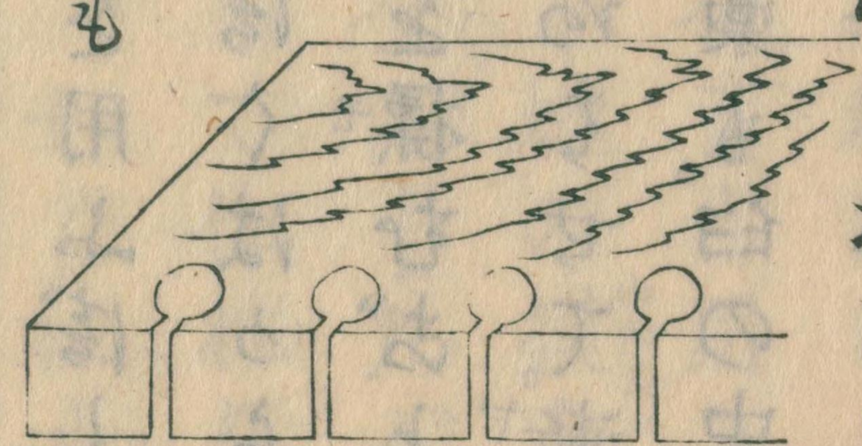

板の竪横ハよのたゞに許らふべし
臼ハ板の四面を度々に用ふべし
一処にて二三度も用ふべし
切目深さ二分許
板厚さ五六分

よねを乾(カワ)てよく枯(カレ)れ乾(カワ)よきるを用ふぼし。さて火を取る時。まづ臼板の動らざるぼくはうらひ堅(カタ)めて。杵を臼の凹(クボミ)おさへて。錐(キリ)を揉(モ)むおとくたゆみなく揉(モ)めば。互よ礙(キシ)り合ふおのもせて。漸々(ヤヽヤ)火(ホノ)氣(ケ)出くるほどに。杵の竹も。中の藁も。臼の中の木も。共ゐ粉よなりて臼溢(アフ)れ。外の木口の切目(キリメ)よりつゝむおぼるゝ頃。火氣(ホノケ)いやまゐ募(ツノ)りて。焦(コガ)きふなり。さて其臼焦れ損(ワコ)ぬれぬ。かの凹をいくつも薫(フスモ)るおもみ。その焦(コガ)れゝる粉すれはち火口(ホクチ)とあて。火の燃(モエ)着(ツ)く。やがて着木(ツケギ)の流(ユノアワ)黄ゐ移取(ウツシト)りて用(ツカ)ふ。辛(カラ)くして火を得きりた。尋常ゐ用(ツカヒ)ものし試つるゐ。

馴ぬれぬ。さばかりをあらび容易(タヤス)くねばゆ。と春雄ゐまり。その後出雲人中村龍輔が云けらく。おのれが産土(ウブスナ)ゝりにて。ものするも同趣あるが。杵よは溲疏(ウツギ)を用ふ。臼板は櫻。まこと松の板をも用ふとゐ事り。伊勢外宮ゐて大神宮御饌炊く燧の摸(ウツシ)を造りて。橋村正允神主の贈遣(オクリオコ)せゝるも全同(モハラ)じたが。臼板は檜ゐて。杵は山枇杷と云ゐ木ぬもて作れり。但し其杵を。工人(コタクミ)が轆轤(ロクロ)鉋錐(ギリ)とゐふものゝ如くにものして

なり。是は揉(モ)むに便宜(タヨリ)きが故なりとぞ。これをも試(コヽロミ)るに。かの篁竹にはこよなし。古事記に見えたる。海布(メ)の莖(カラ)の燧臼。海蓴(コモ)の燧杵はいかなりけむ。かの生前(サキ)に浦人に誂(アト)らへて。海布(メノカラ)の莖の太きを得て。乾堅(ホシカタ)めたるに。くねしくしく小さくなりて。さらに臼杵などに用ふべくもあらざりき。そもそもかの火鑽の故實(フルコト)は。あるが中にも具(ツブサ)に傳はりて。臼杵が物實(モノサネ)さへにきこえたるをおもふにも。いとも殊なる。貴くめでたき神事にこそは。ありしなるべけれ

トスル次第

一傳云。卜事を席上にてするは畧なり。土間に圓座を設て自ら其圓座に上り。柳箱を土間に置き。蓋(フタ)を脇に置て。柳箱は入るゝ卜具は異一傳は 見えて上に記せるがおとし 土間にてとふなり○口授云。まづ東向に土壇を設。壇の中央に甲を置○四時祭式云。卜御體。卜庭神祭二座。御卜始終日祭之 布二端。庸布二段。木綿八兩。麻一斤。鍬二口。酒一斗。鰒。堅魚。海藻各四斤。鹽二升。盆一口。杯二口。匏一柄。槲四把。食薦二枚。席一枚。已上祭料 亀甲一枚。竹廿株。陶椀四口。小斧二柄。甲掘四柄。刀子四枚。已上卜料 右所司預申官。官頒告諸司。若有侵土者。具注移送云々。齋宮式云。

毎月晦日ト庭神祭。齋王森ル二三時ノ祭ニ一ト庭神ノ祭モ准レ之まつる祈年祭の神名牒載られ考る中に毛。ト庭神二座となり○江次第云。御體御占。神祇官人自二朔日一籠二本官一。迎二太詔戸明神一○古事談第六巻云。亀甲ノ御占仁波。春日ノ南室町ノ西角仁奉レ念。伊豆ノ大嶋ノト人ハ。皆此占ヲスルナリ云々○神名式ふ。左京二條坐神社二座。並月次相嘗新嘗太詔戸ノ命ノ神。久慈真智命ノ神。ふの二座を卜庭ノ神と申し。又二座牒合せて太詔戸ノ神と毛申せり。此二神の事は。別記ふ云ふるが如し○宮主秘事口傳ふ。御體以下の次第を記しさるに本官にして八神殿を祭る由見えて。太詔戸ノ神牒迎祭る事見えたり。此書記せるト部兼豊宿禰の康安二年の頃。既く廢れり。仲哀に。建内宿禰ノ大臣居二於沙庭一請二神ノ命一云々。とある記の傳に。沙庭は神を降し請せ奉りて其御命を請場ふて。齋清めたる由ふて。清場ぢ坊ふ名ぬり。居とはふぐに居るぢみを云ふはのらぢ。清庭ふ居て神の命牒請奉り。其命牒受賜もり。又推復して問奉るぼふ事のきば問奉りぬど。凡て神ふ對ふ奉て物する牒云ぬり。請二神之命一とは。云々ぢ事の吉さ凶さ如何と問奉りて。教諭しふまをむ御言牒ぞ求奉るを云。ぞ説はきてるに依りてれそふふ。

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

卜庭も沙庭も同趣なり。松下傳に。對馬にて卜部が亀卜する時。始に祭卜庭神。卜庭神をさにはの神とよむ。對馬の亀卜の傳にあり。又卜庭神は雷命なり。亀卜の傳書にまへる祖神なりといへり。然れどもすべて卜庭神と書るも。さにはの神ともよむべし。上件の沙庭の時の事は。神功紀に喚中臣烏賊津使主為審神者云々。請曰云々。乃答曰云々。亦問之云々。答曰云々と記されたり。さて對馬卜部の雷命神を祭るは。此烏賊津使主なる事。下に云ふがごとし。古事記に。烏賊津使主の事の見えざるは。わすれたる傳なり。さて又件の紀の文に審神者と書るを。初學記に。神諭ハ神之審察。即卜兆也。問神諭以休祥なれど云へる義なるべしとぞ。○太神宮年中行事に。琴御占仕奉る時の下神の歌に。阿佐久良仁。天津神國津神於利万志万世。といへる阿佐久良も。卜庭の事とおもはえたり。その考ふる由は。雜占の部に説へり

亀甲ノホノ方ヲ先ニシテ。トホカミエミタメ圖見下□□□□□トホカミエミタメ。此は亀甲の町の五位の名なり。袖中抄に亀甲のトに五兆と云ふ事あり云々。といへるもあれなり。下に製作亀甲之圖と云へる処にて見えたり。あゝふもめぐらして心得べし。此五位のト辭。假字書にて。地の文と混はしければ。その字の右の傍に□の目じるしを付たり

兆竹ヲ亀甲ノ裏ニアテ。甲鑿刀ト。波々加ノ木ト墨ト。此三ヲ。亀甲ノ表ニアテヽ。亀甲ノ表ヲ上ニシテ。各左右ノ手ヲ以テ持チ。

口授ニ云。おれより前ゐ。亀甲ゐ裏より五六分四方に。甲掘を以て町をほるゐり〇此町の大ゐさ。下ゐ載ゐる圖ゐるは凡三分ばかりゐ見ゆ。さてゐの町を穴とも云ゐり。其事は下に云法一〇口授頭注云。亀甲ハト部常ニ作リ置テ。トスル時ニ臨テ。其裏ニ町ヲ鑿テ。ト」之〇一傳云。トスル時ハ。東面ニス〇江次第軒廊御占ノ條云。向テ東ニス祝詞ヲ讀ム

祝詞ヲ讀三。次ニ神降詞ヲ讀ム

元文傳云。占と云様ゐ事。日本國中六十餘州大小之神祇を申れろ一僕。扨ゐげくにてとゐ申共。在所ゐ有」之ほどの佛神無」殘申れろ一僕事。在所ゐるゐの佛神を殘無く請一降せるは佛ゐ神と心得ゐる直情ゐもれゐり又云。豆酘ゐ郷ゐてと云申す時は。きけの大明神と申僕て。神御座僕。是は式ゐ載られゐる下縣郡雷命神社ゐて豆酘村ゐ在りてト部の祭神ゐり此神のゐと下に委一くく云へゐ其社ゐて。一七日清ゐ水をくみ。うち火を仕。水ゐろかりゐやうじんを仕。とゐむあげ申僕。一座ゐ占二つのゐ。外ゐと云不」申僕事。一七日云々ゐはゆる前齋とはゐうゐ詳ゐらゐば 事ゐ又云。占問ゐ申道具ゐ事云々。此道具の事ゐ上のト器どもゐとゐろに注せり右のうち。甲。かさほり。はうら。さまー竹。四色ゐとりそへ。かうべゐ亀ゐ居僕

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

て。右書立ぢおとく。諸佛神をくらんぢやう申奉り
候。惣而占神の教一万六千躰ゐて御座候事。又云占
找問ゑ申者。生来之間。四足二足を不レ被レ下候事。四足二足
は。禽獣ぢちくるいたちゆ〇白濱縁起云。是ヲ亀甲を
濱ノ神ニ物問ヒ奉ル時ハ。イツモ如此シテ焼ヲ焼時ハ。占ノ
神ト。白濱ノ神ト。御子神タチヲ請シ奉ルベシ。此白
也。おは白濱の伊古奈比咩神社ゐてト事せるさ
まあり。伊豆ト部の傳にもぢせるぢゃ〇
宮主秘事口傳御體御ト條近代畧次第の條ゐ云。應
永十一年六月十日注レ之云。永徳ニ當家奉行之時注ニ出
之。中畧次ニ詔戸師申ス詔戸ヲ云々。次ニ又詔戸云々。詔戸ハ在ニ拾

遺録ニ此拾遺録ヲ見まほし〇大神宮年中行事六月十四日御琴占
條ゐ云。御巫内人自ニ外幣殿ニ鵜尾ト御琴ヲ請ヒ。件ノ御門ノ東方ニ
候テ御殿ニ向ヒテ先詔戸申ス。其詞ニ云々。等ノ不浄ノ事ノ疑ヲ於ニ御前ニ
御占清浄ニ令ニ占定ニ給ヘトミニ恐モ申ス。次ニ以ニ笏御琴ヲ撥ク三度。中畧次
奉レルオロシ下レ神ヲ。其御歌ハ。阿波利矢。遊波須度万宇佐奴。阿佐久
良仁。天津神。國津神。於利万志万世。阿波利矢。遊波須
度万宇佐奴。安佐久良仁。奈留伊賀津千毛。於利万志
万世。阿波利矢。遊波須度万宇佐奴。阿佐久良仁。上津
大江。下津大江毛。摩イリタマエ伊利太万江。まゐ御巫内人以ニ同
詞ヲ又申テ御琴ヲ撥ク内。中畧其後。中畧奉レルアゲ上レ神ヲ御歌如シニ本ノ。但シ所レ奉

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

下(オロシ)神ノ御名ヲ(ニテ)申。今度(ハカリテセト)歸御申(ス)おはト事ヲ物實は異ヲ
ど。祝詞申(カニオロシカニアゲ)し神降神揚に申す詞の趣。れもむやるべ

兆竹ヲ左ノ手ニ持。亀甲ヲ右ノ手ニ持テ。亀甲ノ頭ニ
水ヲ付テ。亀甲ノ頭トハ。ホ(下)ノ兆竹ノ上中下三処ニ。三
度水ヲ付ル也。水ハ陶器ニ入テ。以前ニ設置也。水ノ付
ヤウハ。上ヨリ中。中ヨリ下ニ付終ル也。サテ兆竹ヲ土
ニ刺立置也。家ニテトスル時
ハ。席ニ刺立ル也
元文傳云。占ヒ問ム申(ス)時は。さまゝゝ竹を前ゐたて
置。はうゝゐ火をつけ云々○口授云。さまゝゝ竹云々。

おゝらへやうは。細く割て。(ユビ)指ゐて三つゐ折ゝ。其折
る形〈如此。其折たる処ゐて水ヲ灌く。一本を
三度づゝ用れども。何本もおゝらへ置ゝ○一傳ゐ
も口授のおとく兆竹の圖ヲ書て。青竹ヲ用ユ。指ニ
ツニテ三度折○松下傳云。サヤシ竹ハ。ニ指ヲ双べ
テ三折シテ。ソレニテ水ヲスクヒ。〈、、〉三処へ水ヲ
ソヽギ。神ヲウツシ。向フニ裏サヤニシテ立テオキ。
コヽニテ祭文アリ○上件(リ)の傳どもゐはゐおえば
ゝて。別ゐト竹兆竹と云ふもの我立る儀ゐとありと
ゐおゐる事ゐある我。あゝに書ゐく。其は儀式神今

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

食儀あ。宮主起レ座西向跪申レ立ニ御兆竹一。副云立之。称唯
進ニ於ト部前之列一折立。即申レ立畢状。還ニ着本座一。ト食人
等列進就ニ本座一。此時ト食人は。既あトに合せる人々みて。
あ。凡供ニ奉ル神事一小齋ノ人云々。宮内省司司餘兆人も同じ。其詞曰。宮
之状ヲ神祇官ニ。云々と見えたる兆人古訓あカタヒとよめり
登申ス
副命云。兆竹折箸。
事祓ヘ清メテ仕奉レ。共称唯退出。まゝ齋宮式あ。六月。九月。十
更ト其寮吏ノ食既ニ訖行レ列就ニ版位一。于時中臣官人命
之
云。兆竹折箸。事祓ヘ清メテ仕奉レ。共称唯退出。まゝ儀式奏ニ御體御
ト儀あ。六月十二月祭ルニ卜庭神二座。中臣二人。折ニト宮主
亦同
一人。ト部八人。並着ニ明衣一。かど見えたり。其いたゆる

兆竹もト竹も同物とおえ。まゝ折箸と云ふるも
折ト竹といふも同事とおおえて。民部式あ。凡神
祇官ト竹云々。仰ニ畿内一令レ進とあるは。其料の竹ぁる
ぎり。さて其兆竹まゝト竹の事は。宮主秘事口傳あ。
御體御占八第一之重事也云々。平兆竹五。凡兆竹一。
小兆竹百許。近代五十也。令ニ用意一奏ルニ本官一云々。まゝ其
圖ぬ書て云。

	キザミヌ
キザミメヲ	

此兆竹二所如レ此付ニ
刻目一也。折ニト竹一まゝ折箸ぁどいふるは。切兆竹等皆
此刻目より。折る事ワザのあるゆや
作ニ調之一。長八寸除レ節。亀兆傳あ。取ニ天香山一無レ節
竹ニ折立ト串一といふるり まゝ同
形の圖を書て云。凡兆竹削レ皮云々。此兆竹ハ。ヘロク

国立国会図書館　タイトル『正ト考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

シテ。ルコレフトク作ルベキナリ。長八寸」。小兆竹
是又七八十バカリ作二調之一。或八百
廿作二調之一と云へり。長秋記に。軒廊御卜にとあろに。
宮主云々。折二立細竹東一向二云々。と記されたるは。此小
兆竹とおぼえたり。此処の記の文。下に引たし。考合すべし。さて又同口
傳に。別にまた平兆竹五枚と記して。卜問の事は漢
文さまに書り。さて右の兆竹卜竹は。四時祭式卜御
體には卜料に竹廿株と見え。また民部式に。凡神祇官
卜竹。仰二畿内一令レ進とあるも。ともにこれは當れり。さ
ま し竹の料は。臨時祭式に。九年中御卜料。兆竹者。官中
植二於閑地一。臨レ事採用。と見えたるに當りておぼゆき

ぞ。この卜竹しるすぞ。まはあらじ。此件の兆竹は。さましゝ竹とは
別なれど。卜竹と書るに倣ひて。ウラダケとよみて
あるべし。さて此兆竹折箸は。卜食て神事に仕奉る
人の為なれる。古傳の遺れる儀なるべくおぼゆれ
ど。いかにすべきわざなるにか詳ならねば。なほよく考
ふべし。又中昔は家記などに見えたる。公事は御卜
なり。卜串と云ひ。また卜形といふものゝ事おぼゆれ
ど。いかなるものなるか詳に知られぬを。宮主秘事口
傳に。平兆竹といふものに。卜合たる状を書付る由
を記して。此卜串。局務大外記書以二少納言一令レ進レ之。卜

合以前号ニ卜串一卜合書付之後、号ニ卜形一也。と見えたるみて知られ侍り。江次第軒廊御卜、下に。天慶八年七月二日、九記を引て云。依ニ旱魃一被レ行ニ神祇官一卜方二枚一。有レ祟。坐ニ巽坤一大神成レ祟一枚。巽方大神者伊勢大神宮。并豊受神宮欤。推レ之依ニ神居不一レ宜有ニ此旱一。坤方大神者八幡宮欤。有ニ怨氣一依ニ神社破損一欤。又住吉神祟欤。依ニ神社破損一と見えたる卜方おなれり。然るみ開ニ奉幣使一卜串一儀弘下みは。上卿著ニ仗座一云々。召ニ外記一被レ仰レ可レ持ニ参卜串一之由。外記入ニ卜串三枚一笥ニ参膝突一覧レ之。と見え侍るは。以下もゆる卜合書付之後弘れるを。おなし卜串と云ふる形り。さてまゝ保延元年四月廿二日、長秋記源師時卿の記おみ。霖雨渡レ旬有ニ何咎祟一哉。令ニ官寮一卜申。折ニ立細竹一東向云々。次取レ甲云々。次焼ニ縦横一了。以ニ葉若木無レ火之方一入レ水滴ニ甲上一見レ兆云々。書ニ卜形一次圖ニ甲上一見レ兆云々。次加ニ礼紙一長朝臣の所業なり焼目一次加ニ礼紙一。細竹云々以下卜部兼予取レ之開見ル卜兆如レ此。状云巽艮方大神依ニ不浄一不信ニ致レ祟也者。と見え侍るは。卜部卜合了へて。やゝて紙おみて進れる哉。卜形と云ふるおり。然れむ宮主秘事口傳おみ記せるは古儀おみて。既く此頃は事省て然行ふ事とおもしろおるばし。かの仲實朝臣弘歌おみ。はくか火おみ誓

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

へる亀のト串やきえとはしるゝ君ゟはへるか。とよまれたるは。いづれにもあれト串なり。歌の意は。亀兆傳に。凡述亀誓云々。吾八十骨乾曝日云々。撻出天香火吹着天母鹿木取天香山之无節竹折立卜串問之云々。とある説に依られきるにて。一二ノ句え。亀誓といへるに。母鹿の火なか事合せきるなり。又上に挙きる如く宮主秘事口傳どもに。兆竹を除節と見えたるに。件の亀兆傳に。无節竹を折立卜串と以て見る事に依りてれもへむ。古は兆竹なト串とも以て見るが。後にト形をかく便ない。さゝ〳〵ゟ廣く平にて作れるを平兆竹といむ。其をト串と呼分つ事とせるにもやあらむ。さて亀兆▯は町の名なり。そはいかに火のはしるにても。とは火の外へはね飛ぶ事を以て言ふなり。なまても火の勢つよく。甲の折きるをいふト辞なるる法し。下に注に口授に。甲のハツチりとむゞきる云々。と以て見るをもれも有べし。かゝる考へづらしきれ事をよめるを。此歌主の口つきにて。うめの位詰をさして。焼目のはしりたる状を。ト串に書せるはずなり。はち君に逢ふべきまで験なりと。歎べるにもむきなり。

○仁安三年。愚昧記軒廊御卜の條に。中臣参進。大臣給卜串と記されきるは。卜合ざる前の儀とおぼえきり。すべて記されきれざま跡にて。其次第心得がきし考ふなり。よく。いれも合るべし。但しト竹に。然ト形を書きて。ゐやしくものせらるゝ事は。漢ざま擬へむなるゝにて。古傳とはいれもはきだかし。周礼華氏ノ條に。凡卜筮既事則繫幣以比其命。注に杜子春云。繫幣者。以帛書其占繫之於亀也。云。謂既卜筮史必書其命亀之事及兆於策繫其礼神之幣而合蔵焉

サテ波々加ノ木ニ火ヲ付テ。町ノ中ニ指スナリ。火ハ以前ニ設置也。鑱ヲ指シヤウハ。ト▯ノ方ヨリホ▯ノ方ヘ指シテ通ル事三度。次ニカ▯ミノ方ニ火ヲ指スヘシ。是モ内ヨリ初テ

外ヘ指スヽ。指テ通ル事是モ三度ナリ。次ニエミ▯ノ方ニ火ヲ指スナリ。是モ内ヨリ初テ外ヘ指テ通ルナリ。是モ三度ナリ。其後ハ幾度ナリトモ。甲ノ破レ響ヽデ指スヽ。時ニ依テト▯ホ▯ノ一筋バカリニテモ。甲破ル、事アリ。此時ハカミ▯エミ▯ノ火ヲ指スニ及バズ。ト▯ホ▯ノ一筋ニテ吉凶ヲハカルナリ。サテ破レ響タル上ニ墨ヲ付ルナリ。墨ヲ付ル故ハ。破目（ワレメ）ニ墨ヲハミ入テ。破レヤウヲ見ン為ナリ。亀甲ノ破目ヲ甲ノ表ヨリ見テ。吉凶ヲハカル也

元文傳云。占ふとも申（ス）時は。さましの竹を前に置。はうかに火を付。ほり申（ス）所を上に三返引あぐ。扨たてに下（サガ）るなりとも。よこになりとも。火が向て申候へど。かうやうにもたへ申候。〔たへそ断（タエ）の意にち かくて。拵ぬ事とれ〕ゆお又云。占のたへやうによりはかりやう色々に御座候事◯口授（ニ）云。火のさしやうを。葉若の木が一本赫（オコ）りたる火の中へさしこみ。火を燃（モヤ）しつけ。それを吹滅（ケ）して。甲の裏ほりたる処から。されなり。甲の裏ほりたる処に。かねて墨にて［ト丁］如此書て置。それを我手前より。向ふへフツと吹て焼なり。左右へも然り。吹くも火氣が熾（リ）にせん為なり。何度も甲のハ

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

ツチりとひゞ形の己れるまで焼く事なり。ひゞれ入ると其まゝ。兆竹にて水を灑ぐ。裏からにべし。さめて表面の方より。其ひゞれる処に。硯の墨を筆にて塗て。それを紙にて拭ひてとれば。ひゞれの内に墨を含むなり。是を卜食といふ。墨を食すれぞ。ひゞれめはそれと見え易し其文を兆とも町ともいふ○一傳に。火をさに内を。トホカミエミタメを唱ふるなり○神祇令義解に。卜。灼亀也。兆者灼亀縦横之文也。縦横文とも。┼ 如此町體をいへるにて。いはゆる兆なり。同集解に。灼亀為卜。灼験為兆。といへる灼験をすなはち義解に縦横之文と云へるを釋けるにて。灼て験を見る法を設に。然る體を畫く由なり。（但し此いはゆる縦横文と。町體との事も。論にはそれ事なり。別に下に云べし）先師説云。太占讀二太町一。據二甲兆體一者也。とあるされなりまゝ天神壽詞に太兆卜事と書るも。マチに兆字を當たるなり。さて此マチとあるも。マニと同言にて。フトマニとも。フトマチとも云へり。其委しき事も別に記せり。あ〜に考合すべし○一傳云。兆を時に臨て裏からほる。┼ 小刀目を外へ通らぬほどにそれを付る。（見林傳に。┼如此筋をつけ置て。云々）○本傳に。波々加

ノ木ニ火ヲ付テ。町ノ中ニサスナリ。と云へるも。右に挙たるごとく口授に。甲の裏が有りける処に。かねて墨にて。[上]如此書て置。云々と云するところにて。その町體の本體は。┣（ホ・カミ・タメ・エミ・ト）なる也。裏より反（カヘ）さまに然畫（カキ）置て。灼（ヤキ）て後。表より坼（サケメ）の方位を見る便とする為の設なり。[囗]（カコミ）も穴を鑿（ホリ）たる域（カギリ）なり。さてにては其穴ごとに町と云するにて。その中の町を灼く由なり。さて其穴は。竪横とも。九五六分より三分ばかりにある趣なること。上にいへるがごとし○鹿嶋神宮の古の卜法を考るに。亀甲に穴を鑿（ホ）る事が

ばせで。さながら波々迦の枝を薪（タキギ）として。灼て卜（ウラ）へきりとたえたり。其も別記。卜法異傳の條。鹿嶋神宮の卜の下に委く論へり○口授云。兆を見て吉凶を定むるは。占者の意にあり。此も本書のなれ圖と占辞とを考合せて熟得すべし。本書の圖・占辞どもは。下なる制作亀甲之圖とあるを云なり。又云。占法は先。大底大嘗會の時。國が占ふも。本より近江國と極て。兆凶なればまゝ美濃國と定めて。兆吉なれど美濃國が用（ツ）まる病などは。兆吉なれば吉。凶なれば凶と見る。其吉凶がよりやう。深々の意味ありて定るをなし○八

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

文傳は穴の内に町形を畫がして。櫻木を以て灼て
トふ法なり。此は因によりて。作亀甲次第の下に備
て注るせり
トレ終テ。初ノ如クニ。兆竹ト。甲鑿刀ト。波々加ノ木ト。
墨トヲ亀甲ニ持添テ。神揚ノ祝詞ヲヨム。讀終テ。兆竹
ニ付キタル水ヲ。手ヲ以テ三度拭フナリ。拭ヒヤウ。本
ノ方ヨリ末ノ方へ拭フナリ

作ニ亀甲一次第

亀甲ノ表ヲ磨滑ニシテ。裏ノ方モスキテ如レ圖作リレ之。ト
スル時ニ其裏ニ町ヲ鑿ルナリ。町ヲホル処。定ル処ナ
シ。表ニ瑕モナキ処ヲ見テ。其裏ヲホルナリ。或ハ鹿ノ
肩骨ニテモスルナリ。作ル事同前ナリ
元文傳云。亀の甲を取。りうにも清き所に置。雨露に
うたせ。一年にても二年三年までもしやらし。（曝の訛）
なり入用の程に。鋸にて引切。しやらしおく。占を問む
り申様に。おしらへや
う。亀甲を放ち。其甲を用ゆ。其甲なる表の皮をとる。皮
をとらばに磨けば。瑇瑁の如くになるそれにては
用にならねば。其瑇瑁なるおとれを去るに習あり。甲に
水をかけて。屋上に上げ置て。日に晒して。上に挙をる元文傳

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

ほしやらしと云へるは。如レ此晒す由見えたり　乾かし。乾けば又水を灌ぎ。
如此數度なせば。自然に端よりむくれてとるゝなり。其むくれたる跡を。砥にてよく磨けば。鏡のごとくになるなり。磨ぎ悪しければ。さけ目見えぬものなり。亀兆傳に。吾八十骨ヲ甲也乾ニ曝日以竿斧小打云々。甲尻ヲ真澄鏡ニ取作之◯一傳云。山にゐる神亀。海にゐる大亀を用ゆ。海にて死して其甲は磯へより来るを浮甲(ウカレ)と云ふ云々。山に在ルを用ゆれど。下腹は黄なる飴色の亀ぞ。黒きはくそ亀と云て不レ用。云々。あらに云々と書たるを本書よ日取の事を記せるにて。江次第なれど同趣なれば。省けるなり造りやう。裏を斧にてけづり。荒砥にてすれし。表を

青砥にて磨ぎ。後にゐたせ砥にて研て。其上を砥の粉にて琢(ミガキ)て。鏡の如くするなり。甲の厚さ[redacted]如此ほどの薄(ウス)みにして用ゆ◯元文傳に卜法を記せる終(トヂメ)に。鹿の肩の骨にても。とも申候事◯聞書ニ云。亀甲をの事。生(イキ)ける亀ノ甲を放して用るにあらず。うるま甲を用ゆ。浮レ甲とは。自(オノヅカ)ら放れたる亀甲の。大きさ四尺餘五尺に及ものあり。浪に浮て流寄来るを取て。卜に用る時。大きさ五六寸許。圖のごとくに断て用ゆ。

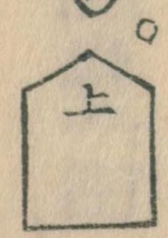

又云。鹿の肩骨の事。鹿の肩に平骨あり亀甲の卜に用る時の寸法ほどに作らるゝ骨なりと云へり。今

骨戝不」用ゝて。亀甲戝用ゐるとは。灼ゐる響目（ヒビレメ）の。亀甲ゐては見易ゐ故ゐ。骨を不」用とゐゑ。肩骨ゐて今もト占ゐるゝを以りと云へり。又前ゐ遠江國豊田郡大谷ノ人。内山真多豆翁語りけらく。ゎのゞ弱ゐ比ろ。荷田東麻呂の云。武蔵國豊嶋郡ト方神社の神體は。鹿ノ肩骨戝灼ゐる以りと。其社司ノ話以り。萬葉集以る。武蔵野にト（ウラ）へかゝ灼ゐの歌ゐもおもひ合にべゝと話ゐり。とゐゑ以り。以ゐ下ノ鹿肩骨の圖戝寫出ゝ。又その処ゐ記せる事どもに考合にべし○度會傳云。阿連村の神人其役として。海濱にゎのゞから漂ゑよる大亀ノ甲戝取拾ゑて。毎年正月例とゝてト部ゐ渡す以ゑ。毎年正月のト以事。元文ト部傳ゐ見えて。下ゐ記も

あの甲戝受取て。刀を以て其甲戝割。長三寸許。廣二寸許ゐ切。頭を圭以おとくに削て。表を砥石ゐて磨く。其圖如」左（此中二町ヲホルゝ）○奥義抄云。公家ゐ亀甲の御ト

とゐゑ事をはり。ト部氏の者以。ばゝくゝの木ゐて亀以甲戝灼（ヤキ）てトふ以りゑそ以ゞやうゐ。鹿以肩の骨をやゐて。うら戝するあとゐり。萬葉集云。武蔵野ゐうらへかゝやき灼さてゐゑ以らぬ君ゞ名うらに出ゐけり。云々。笛吹の社ゟ。ばゝくかの木戝きりて。

国立国会図書館　タイトル『正ト考 3巻』 請求記号 特1-404　ガラス使用

都ゐ奉りぬ。さば。神司亀甲ト。するをみぞ侍りける
とかや。まゝ奥ゐえぐをの亀甲ト焼ゞおとくみ。
鹿甲肩の骨ト。ばゝうの木してやきて。うらゐ考
り。その肩をぬきて取るゐりと人ゝ語ゐ侍りし。越後
國弥彦神社の神官ゐ。亀卜の書ゐりて。下ゐ写出せ
り。古ゝ鹿肩骨もてト事せりとゐ傳ふとぞ。古は
陸奥より越後わきりをうきて。蝦夷の在りけむ。
そゝらゞ鹿卜ト。そのしきりけむをの。か
きへゐ思合せ
らゐゝゐりゐ。○歌林樸樕拾遺云。鹿甲肩骨の事。亀
甲と同しく薄平にして板のおとし。亀卜ゐ同じく
町をほるゐり。制法全く亀卜ゐ同じ。ゐあり○見林
傳ゐ云。對馬亀卜の傳ゐ。亀甲□表を始荒礪ゐて

磨ゐ。其上ト剞刀礪ゐて磨く。裏ゝ手斧ゐてすゐ。二
分ばゝりゐ厚さゐほるゐり。さてトふ時ゐ。四分を
ど。ト鑿ゐて。厚紙の厚さをゐどにすゐとほるやうゐ
ある。但し四分をどほると傳ふれど。さてゝ町つけ
がゝし。五六分ゐりてよし。さて其内へ。上下左右
へさはらぬやうに。縦横ゐ十字如此。小刀の先ゐて
筋をつくる。おゐを町ト付るとゐふ。此町を付るは。
灼てゐゞれの入る道おとするしとするまでゐり。墨ゐ
て町ト書とも傳ふまど。さては灼きるゐゞれどろ
し。さて亀甲の全體ト。うらにくすべくれもはるゝに。

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

さては一枚の甲を度々用ゐざるく。又灼きも大きくて便なしき故に。灼処ばかりをすゑて。町を付るなり○から籍魏志東夷傳に。倭人云々。其俗挙事行来有所云為。輙灼骨而卜以占吉凶。先告所卜。其辞如令亀法。視火坼占兆といへり。此卜の事を後漢書に。灼骨卜用決吉凶。晋書に。其挙大事輙灼骨以占吉凶と云へり。後漢書は。いはゆる南北朝の頃。劉氏の宋の文帝の世に。范曄が作る。晋書は。唐の大宗の作る書にて。魏志より後までいで記せる書なり。共に魏志に依りて。略ぎて記せるものなるなりと決く。證とするに足らず。もろこしの亀卜も。おのづから皇國の鹿卜に似てありし趣あり。然るを後に其もろこしに傚ひて。亀甲に換へても用ゐさるるに創まりて彼國風の亀卜の法をさへに交へけるが。漸につのりて。遂に真の古傳の鹿卜法は廢果ぬるがごとくになむなりけるを。わづかに對馬卜部の家々ばかりに遺り傳へけるに。伊豆越後にもいさゝか傳ありけるを。より何れ以て。上にも下にも注せるなり。されどその鹿卜に。亀卜のまじはりありてうつりかはれる趣を。下巻に注すべき也。其〜の因にまづ一ことりいふものぞ○八丈傳云亀卜には大亀の甲を用ゆ。大なるは五尺ばかりなるもあり。甲の真中脊通り。竪に大鱗五枚あり。これを大なるみ

と云ふ。亀を剥ぎ。裏の骨を刮りとり。一枚ごとに厚さ二分許にすり置なり。其中へ竪八分横六分許に究をゑり薄(ウス)くし。その大なみの大きさに應じて。究をいくつもほりて用ふ。

卜部別火して卜を行ふ。櫻の木の枝の東へさし出るを採り。かの究へゆるく入るほどに削り。甲を灼く木と制(ツクル)る。それを波々加といふ。さて其波々加を火に燃(モヤ)し。甲をば臺に置て。波々加を究にさし入れ。息もて吹熾(オコ)せば。その火氣にて。究が内にひゞわれの出くるなり。此を兆として卜ふるなり。たとへば

如此焼目の先が多くなるを吉とし。先の裂(サケ)ざるを凶とし。そのほか時に應じて判断するなり。それを卜部が口傳とする処なり」信友問云。究の内に。縦横に筋を付るをなりや。答云然(サ)る事なし。又問。究ノ内を灼とき唱ふる言ありや。答さることはきこえず。但し心ノ内に念唱(オモヒトナ)ふるか知らずといへり○白濱縁起ニ云。占カタヲシメス文ヲ。七日七夜教ユ

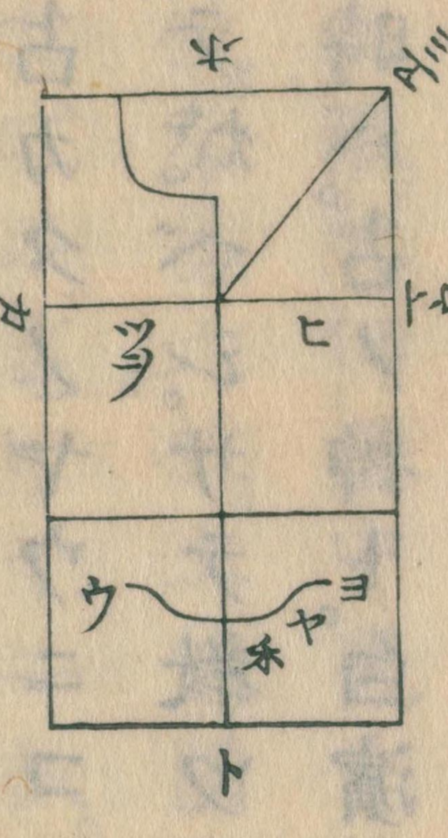

雨ツミノ亀ノカフニテ焼ベシ。其アメツミト云フハ。甲ノ中ニアルナリ。此ヲトリテ。彼

占カタノヤウニコシラヘテ櫻ノ木ノ皮ニ火ヲ付テ焼ベシ。サテ教ツルヤウニハカラフベシ。是ヲ焼時ハ。占ノ神ト。白濱ノ神ト。御子神タチヲ請ジ奉ルベシ。此白濱ノ神ニ物問ヒ奉ル時ハ。イツモ如レ此シテ焼ベキナリ。雨つゝみの亀の甲とは。八丈傳にいへる大波の事なるにか。又此町體の□は。甲なれはよそ。圖の大きさばかりに作る由なるにか。八丈傳なるごとく縦八分。横六分ばかりなる穴をなるを。圖には大きく書るにか。さて又町體のカミ□とエミ□を内外に通し。ホ□を外へ斜めにきるは。對馬傳と異にて。其體の名のエミ□の位も又異なり。そのほか對馬傳と異なる事どもの見ゆるは。寫しがへたるもあるべけれど。いづれにも對馬傳とは異なる處あり。これも又伊豆卜部の傳の。いさゝか遺れなるものあるべし

◯弥彦傳は。町體の名。對馬傳と差あり。まゝ體の異なるもあり。其餘對馬傳にもたがへばして。古傳とれもはるしをあり。何事ともまことかゞされ事もあり。又後にさかしらに加へたりとおぼゆることも混じりなどして。本傳の條々に配りて注しがさく漏せるも多かりつれば。別に此本傳の末に。全く書添へつ。きちかへりて参考にぞし

◯臨時祭式に。卜庭祭神二座。云々。凡年中所レ用亀甲。惣五十枚為レ限。紀伊國中男作物十七枚。阿波國中男作物十三枚。交易六枚。土佐國中男作物十枚。交易四枚。まゝ齋宮式に。亀甲十二枚。志摩これの國々撰定られきるは。皆廣く海に沿へる國にて。

浮甲を進らしめなするに便よろしきが故なるべし◯かくてはらく推考ふるに。卜部の亀卜は。もとより神代に始りける鹿の肩骨を抜て。灼てものすなる。正卜の法なりけるを。漢國にて亀卜とて。亀甲を灼てものするをまねびて。鹿肩に亀甲を代用ひけるものになむありける。然るは上に擧記せるごとく。かの魏志に灼骨而卜以占吉凶。先告所卜。其辭如令亀法。視火坼占兆。告とは祝詞申す状を云なるなりとのするは。もとより彼國の亀卜の。おのづからあなきは鹿卜に似たりしなり。然るに鹿を捕ることの易からぬ時もあるべく。又其肩を抜取ることの煩はしきを厭へるにもあるべく。今按るに。古事記に。内抜天香山之真男鹿之肩抜而。とあるとさらに記されたるをれもあれば。卜料に牡鹿を捕りて。やがて其肩骨を抜取て。波々迦火にうちくべて灼く法なりとき みえたり。其も鹿嶋神宮の卜事に。用ふ波々迦の枝を焼きて。亀甲をうちくべて灼ける由。その神宮の古文書に見え。又上野國甘楽郡貫前神社なる神事に。卜鹿とて。鹿の肩骨を錐もて刺して卜ふる事あり。其鹿は。同郡秋畑村にて捕りて獻る例なりとぞ。思ひ合すべし。さてその鹿嶋貫前の卜事のありさまを。別記にいふべし。さて又下に寫せる鹿肩骨圖注に。脂氣あれば。卜文現れずと云へり。おのれは脂氣あるは。いまだ試ざれど。火にうちくべて灼むにも。脂氣おりとも妨あるべからば。前に或人。已が此考説を聞て。皇國は獣肉を穢とするによりて。鹿骨をも忌て。亀甲に代へるなるべし。と云へるそはらば。もと天上よして定めなる卜法なるがうへに。皇國の神世より。上古の世人は。なべて獣肉を食ふならはしにて。後世のごとく穢とはせざりしなり。其も委

しく獸肉論に論ずるがごとし○史記、亀策傳に、太史公曰、略聞夏殷欲卜者、乃取蓍亀、已則棄去之、以為亀藏則不靈、蓍久則不神、至周室之卜官、常寶藏蓍亀云々、又亀卜のを評して云く、為昆蟲之所長、聖人不能与争、其處吉凶、別然否、多中於人、と云へ　又それるゝ、おのづから鹿卜の道にかなはざるにや
肩骨は、一枚をもて一度の卜料にならざれ用ゆるがさうるばなるを。亀卜は海邊によりて求むるに、かの浮甲とて、海水に浮びて依り来るを以ゆ。又漁人に誂へて得むも、便宜かるばなに、一頭の亀甲を剥て、切て用ふれば、數度の卜料にも宛ばく。卜部を定置れは嶋國なり。伊豆は海中にさし出て、されも嶋國ともいふべきところにて、共に海邊に便よりし。式に亀甲を紀伊・阿波・土佐・志摩の國々より貢らしめらるの由見えたり。此の國々も、海邊なるところなるて

なほ又上に擧げるがごとく、對馬傳の中に、鹿、肩骨を用ひずして亀甲を用ふることは、灼ける響目の亀甲にては見易き故に、骨を不用とのみとも云へれど、かゝるにつきて、鹿骨を亀甲に代ける卜法なるを明確なり。さて其亀甲を用ひ始けるは、對馬ぞ始なるばかり。然るは韓國に近くて、毎行交ふ間に見てぞ傚ひたりけむ。さて其韓國の亀卜は、もともろこしより傳へたりけるものなるばし。さるを漢籍を考ふるに、その國殷世衰へて亡ひむとせるを見て、箕子と云ふが國を避りて、韓國に行留りける間に、周

武王。紂王を弑(シイ)して世我知りけるが。箕子ゐうある意ゐう。本國ゐ還来て。武王ゐ洪範と云ふ事我傳へさる中に。誓疑とて亀卜筮占ゐ事我も傳置て。又韓國ゐ往留りて。遂ゐ其國の王と祀りさりと云へば。はやくより亀卜を。傳さりたりし祀るばかしさらでもよろぢゐ。もろこしの事我受まねべる國がらあれど。亀卜我をはやくより傳はりさるゐてもゐるべけ(ン)ど。箕子ゐ由あさは。かく推察(オシカ)りて云へるありさて又。斯方(コナタ)ゐては。亀甲我用ふる事我ゐそ倣ゐさらめ。卜法は祀ゐ古傳のまゐ用ゐさりけむをは。波々迦を用ふる古實(フルコト)ゐ傳もれるぐうへゐ。上ゐ舉さるおとく古書どもに。亀卜ゐおとく鹿肩骨もて卜ふる由ゐさか祀見え。卜部の家説ゐも然(シカ)云傳(ヒフ)さば。鹿我亀ゐ代さる。古傳の卜法ゐ遺れるそのあるおとゐゐらろあり。さて又鹿を亀ゐ代(カヘ)ても用始さるは。古世よりのを祀り。其は既(ハヤ)く職員令神祇伯の職掌ゐ。卜兆とゐる我。義解ゐ。卜(ハ)灼(ク)亀(ヲ)也云々。凡灼(キヲ)亀(ヲ)占(スル)吉凶(ヲ)者。是(レ)卜部之執業(ナリ)と注さゐさるぐおとくあるばけさば。當時(ソノカミ)亀ゐ代へて。御卜仕奉らしめさまゐさりし祀り。今は大宝二年ゐ撰せまひ。養老二年ゐ刪定させぬへりぬるはよろぢゐ。漢風我擬(ナゾラ)ばるゝ例あるゐゐをせて。鹿肩骨我ぢゐうぬおとゝして。

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

亀甲に代へさせ給ましける諺し。古歌にも萬葉集十六巻に戀夫君長歌に、憶病吾身一曾、千磐破神尓毛莫負、卜部座亀毛莫焼曾、云々、反歌に、卜部乎毛八十乃衢毛占雖問云々と見ゆ かくて世を經るほどに、まれまれしく漢様なる事が擬ぶ慣となりぬるにあはせて、其卜術にも陰陽五行あるひは易の八卦などに依りぬるさかしら説を、とりぐにもてはやてもなするほど、漸に古傳の趣はかくきゆれけむ。さるゑはやくより三國の卜部が京へ喚さるゝ事はをさくあらで、遂に在都の卜部のみ仕奉ることなりにしかば、まにまに古傳の淳朴にれならゝなる風をわすれ、漢意漢風にものせるから、さぐかたちなりの業がおとくなりゆき、三國なる卜部は衰微て、遂に絶えて世るが如くなりぬるが、いと遥なる海中にたなれた家對馬の嶋國に、かりぐも古傳が遺まるは、いとも免でたく尊けれとにたそはありけれ

制作亀甲之圖

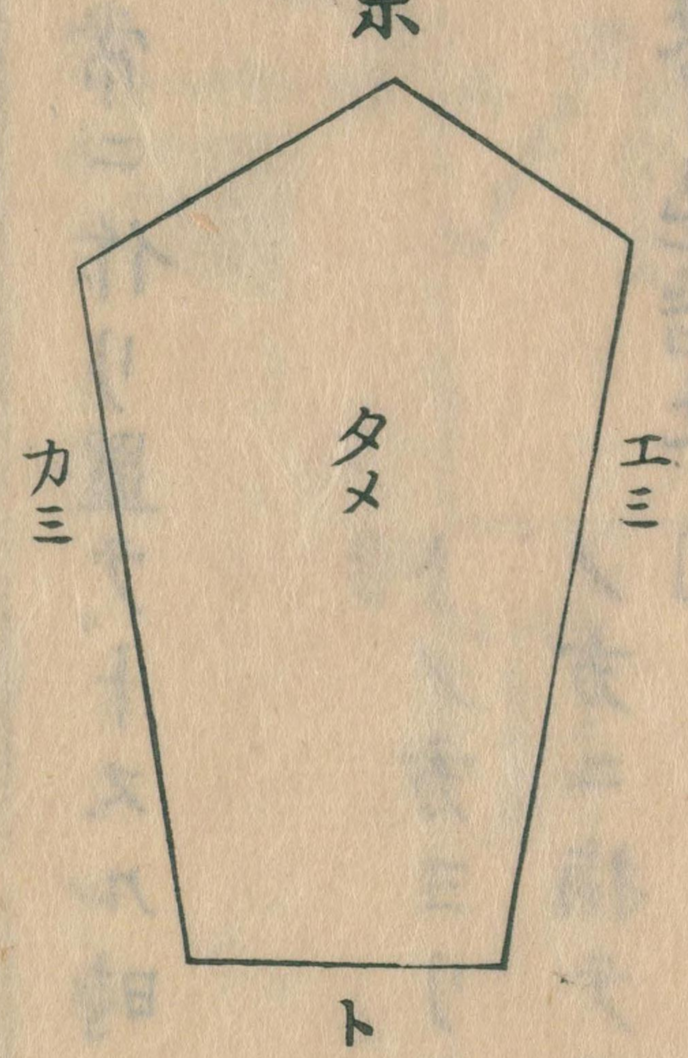

右亀甲ハ卜部常ニ作リ置テ卜スル時ニ臨テ其裏ニ町ヲ鑿テ卜之

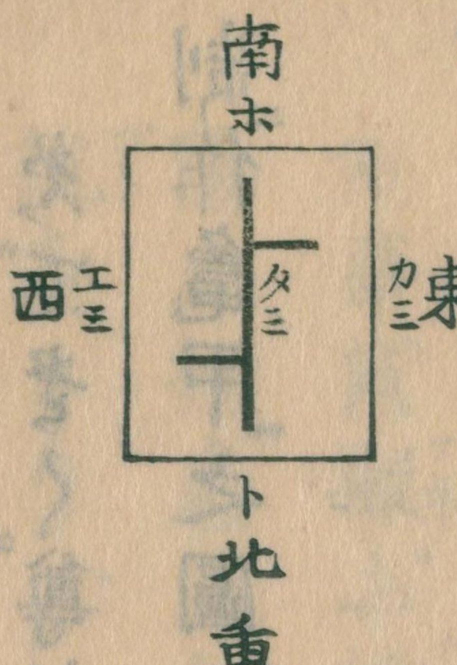

裏ヨリ見ル処如是

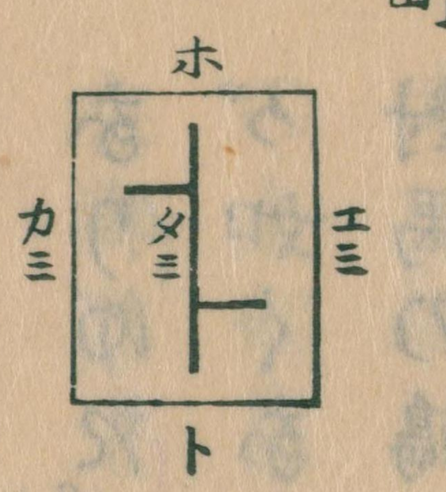

表ヨリ見ル処如是

トノ方ヨリ火ヲ指初テホノ方ニ指テ通ル事三度

トヲ北トシ地トス

ホヲ南トシ天トス

カミヲ東トシ陽トス

エミヲ西トシ陰トス

タメヲ土トシ人トシ中央トス或ハタミト唱フ

表顯形名 ○亀甲を灼するにふて町を表より火㶸まつれて卜形の名を顯はし視す由ふてすなわち卜辞あり

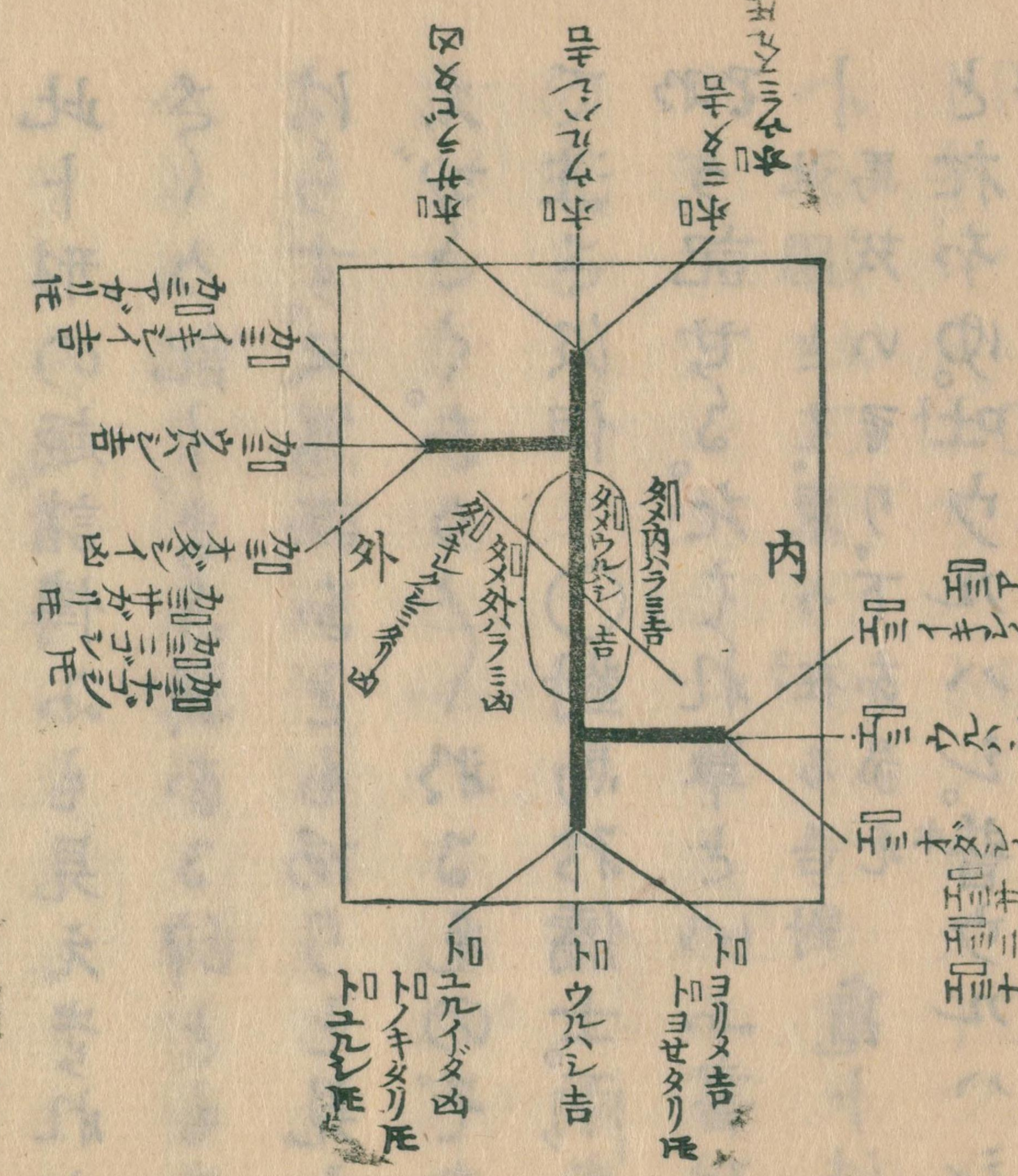

此卜形の趣。諸傳にも見えざれど。かたへばかりいさゝか記し。まゝ興ある辞ども見えて。記しざま倫はらず。又寫誤などもありと見えて。何ごとも通(キコ)えがたく。ならくなるものぞおなむなきぞ。省記して注さず。但し○對馬の儒士。雨森東（享保の頃。みさかりなりし人）なが記せる。たゞれ草といふ書の中に。此國に傳へし（此國とも。東が在る吾對馬がいへり。下なるも）亀卜は。古の遺法ならむとあれど。吐(ト)ウルハシ。普(ホ)ウルハシ。加身(カミ)ヒキノトヽ。依身(エミ)ヒキノトヽ。多女(タメ)トツタシ。といへるは。卦(イハヒ)の正しきにて。卦は字書に同兆と注へり。ちゝにイハヒと訓をさしたるは。卜部にていふ古言也。

（此字が當れる處しもあれるし）るは卦(イハヒ)の変なり。細(カ)にいへば。□トユルイダ。□トヨリメ。□トキレタ。□トサク。□トツレタ。□トツイタ。□トシヒタ。と云へるは吐(ト)の変なり。□ホサラヒタ。□ホミタ。□ホキレタ。□ホサク。□ホソレタ。□ホツイタ。□ホカクメタ。といへるは普(ホ)の変なり。□カミイキシイ。□カミオダシイ。□カミキレタ。□カミナカタエ。といへるは加身(カミ)の変なり。□エミイキシイ。□エミオダシイ。□エミキレタ。□エミナカタエ。といへるは依身(エミ)の変なり。□タメウチトヲレタ。□タメホカトヲレタ。□タメキレタ。□タメヌキトホシ。ツキタメ。と

いへるは多女（タメ）に変なり。凡卜法は兆（イハヒ）を見て吉凶を知るなりと云々。此國にては。口授秘傳なりと云ひて。古記なく傳はらず。惜むべしといへるは。卜部に一（タ）傳へなるべし。此ほかにいへる事どもは。もろこしの古に亀卜の遺法なりと心得たる。東ぐの儒見より附會の說なれば。とらず。さてたゞに採り載する兆（イヒ）の卜辭も。いふに卜合（ウラ）る由なるにも詳ならざれど。せめて擧たけるなり。なほ考ふべし。またさ同じ人の橘窓茶話に。たまも對馬の卜部に事を云へるところに。以卜字為象形之以五行說方知其故可謂奇といへり。以卜見字為象形云々とは。町形の上を見て。卜字の象形にて依りて制せる事を知れる由なり。こは然るなどがらゝ。大に論ふべき事あり。別記にいふべし。五行の說のことは。本傳に見えず。後の傳に中には其を交へたる說見えたれど。多くは記者のさかしら說となえなり。但しはやく江次第にも。五行に依れる

說の見えて。下に注せるがごとくなれば。卜部も然るさるしら說しけらむも知べからねど。いづれにも本傳には。古傳のまゝなる法を傳へたるものなるべきなと決し ○江次第卜條軒廊御云。亀卜必具五行。水灌之。火放之。木立之。金為懸土以亀甲撤之。まゝさ水（ト）。火（ホ）。神（カア）。人（エア）。土多女。金（アエ）。人。木（カア）神」今按に。此次第の撰者大江匡房卿は。後三條。白河。堀河に三朝に仕奉られたる人なり。當時（ソノカミ）はやくより五兆に五行を附會する說のかくとりど里にありしを知られたり ○袖中抄云。亀甲卜に。五兆と云事あり。ためは人と云字を書と云々。ために人を當するは。江次第なる說。仲實朝臣恋歌には。はくゝ火よども。とはまゝ異なり

ちかへる亀の卜串や。なめとはしるき君がゆへるか。はくか火とは。中略なめにはあふと云事あり。相字成かけり。亀の卜をばかたのまほらともよめり。師時卿の歌二云。これもむかね亀の歯すらにおとくへば｜なえあむきりと聞ぞうましき○亀のまほらとよめるは。堀河院御時太郎百首に。おなじ源師時卿の夢の題にてかなふやと亀のまほらにとはぐやれ。恋しき人を夢にみゆる哉とよまれたりますらを正卜（マサウラ）にてすべて卜の合ふを正（マサ）しといふ。萬葉集巻二に。大船之津守之占尓（オホフネノツモリガウラニ）将告登波（ノラムトハ）。益為尓（マサシニ）知而我二人（シリテワガフタリ）宿之（ネシ）。まさに古今六帖にかくよむものとはうらも思ほえね。心のうらぞまさしかりける。寶治百首に。ゆぐさめて占問に橋よさしかまつほなし中哉待もわびぬらむ。ゆどいへるごとく。そのほか数あらば多く。卜正（ウラマサ）しなどもいへり。亀卜にのみもちゐては心得べからず。此師時卿の亀卜をよまれたる歌。上此次に引く同卿の長秋記に見ゆ。見えたると二首見え。又記の對馬卜部の下に引く同記の文も見ゆる。又別に心をもちゐたる人と知られて。前にも後にもあらざる。希（マレ）人なればそれとしもしまし（サヤ）。○上に記せる町形の火坼（ヤケメ）につきて卜へたる状を書るものの件の傳書どもなれまでは古書にをさく見れ

よなれく。されど長秋記（源師時卿の記）にのせたる軒廊御卜條に見えたるを。左に擧て。因にその御卜の次第を寫出せり。みな上件の事どもの中にもめくらして考合すべきなり。其は保延元年四月廿二日。長秋記に云。軒廊御卜（霖雨事）參内著陣云々。卜部未參云云。相待間已及夜陰適參云々。（これは卜部の怠りて遅くなりたるなり）資信着軾仰云。霖雨渡旬有何咎祟哉。令官寮卜申者。（官とは神祇官。寮とは陰陽寮なり）此次同辨仰可令敷座之由。辨云近来砌下南向儲座東上。而其處擔溜下也。為之如何。予云從便宜常事也。西壁下北上東面可儲座也。卜部神祇祐兼長朝臣（北上着）。陰陽寮家榮朝臣云々（南上着）。予正笏召云兼長朝臣。微称居軾。仰事趣。又召陰陽頭家榮朝臣仰畢。各帰座。兼長座前置辛櫃。開之取出手文。取紙先書事趣。次折立細竹東向。次葉若木（遠）入火。次取甲。其次左右指入水。次咒。（咒申とは。神降の祝詞を申にはべるを。かをばらり微音にものせる由なるぞし。然はらむいをく故實に違ひたる行なり）次燒縦横了。（町體。おる縦横をなり）以葉若木無火方入水。滴甲上見兆。次置甲。書卜形。次圖燒目。次加礼紙置座傍云々。予取之開見。卜兆如此狀云。巽艮方大神依不浄不信致祟也者。予蜜蜜問云。見兆形丑寅方其旨可然。於辰巳方付何卜申

哉。答云以向方指申一説也。又神火兆共セラヒタリ。是又成祟之方也者。留卜形云々。令罷出官寮。次撤座。予退出門之間。蔵人辨追来云。関白宣云。當方角何神哉。問寮可令申者。仍召帰家榮仰此旨申云。往古以當方角之神祇指一二又被卜。然而近代無此事。只付方角可被祈謝也云々。また大治四年十月六日同記。軒廊御卜（大神宮御戸不開事）にある條に。神祇官焼甲。卜部兼長書之加署。盛筥以本解。入蓋以卜形予開之多メタリ云々。今夜卜処依神事不信不浄。本所及天下可有疾病之由卜申。○按に上に引せる袖中抄に出せる歌に。めはむきりたるとはしる。とよめるは。アヒダリといふなるは卜辞なり。ハシルと云ふも卜辞なるべし。上に（も挙たる。此歌は下にいへるがごとし）また長秋記にタメタリとあるは。本傳の形名に。タメキレクシミタリ凶。とある哉これとへば。タリは上に脱字ありげにきこゆ。また神火兆共セラヒタリとあるは。カミモホモサラヒタリといへるにて。かれも卜辞なり。本傳の形名にホサラビタリ凶。とあるもなり。但し（加三にはサラヒタリと云へる卜辞は）見えず。又按ふに。卜辞は上代よりかくて定まれるを辞の趣にありはしつらめど。卜ふる人の心々。また

國所の言の風々(フリフリ)などに依りて。おのづから異なる
も交れるが。世々ようつりかはりつゝ。継々(ツギツギ)に傳へ
きるすぢ〴〵のかはりぬるなるを。近比世にれよりて。
おちくさかしら言せりとさへにおもおゆるはさ
多かれば。今は本傳の卜辭(ヘ)のほかにも。東がたにも
草に記せる卜辭(ヘ)のみを加へ注(ツ)せり。合せ見て大旨
を准へて意得らるゝなり。上にも注(ル)せるごとく
口授に。兆を見て吉凶を定むるは。占者の意にあり。
此は本書のむねの圖と。占の辭とを考合(ヘセ)て熟得
すべし云々。其吉凶のとりやう。深々の意味ありて

定るをなしと云へり。清原宣賢卿の神代巻抄に。此書
大永六年七年の間に書とし卜氏の秘説ありとて。
のへきまする由。與書に見ゆ
亀卜の灼(ヤケ)めによりて。一万五千三百七十九卦出来
る。其神代の字なり。其字聲明のはかせに似たり。
おは本文を約(ツヾ)めて。とあるさまたるは。いかなるえ
大意を摘て引き
せ人の妄説(ミダリゴト)ぞや。さらに信(ウケ)がたし。上古の在状(アリサマ)は。よ
ろづ淳朴(スナホ)にれやらかなりしかぞ。然(サ)るおちこちこそ
とのゆる浅くもあらぬものをや。今あつゝに拾むあ
つえきる傳どもをよみもさし。よくえらびとゝの
へて。直く正しき心もて。上古の鹿卜に復(カヘ)して卜(ウラ)へ

ばト(ウラ)なせる法な事なる故。それをやすきやうなれば。志ばらくいふべし

○元文傳巻首に云

占之圖

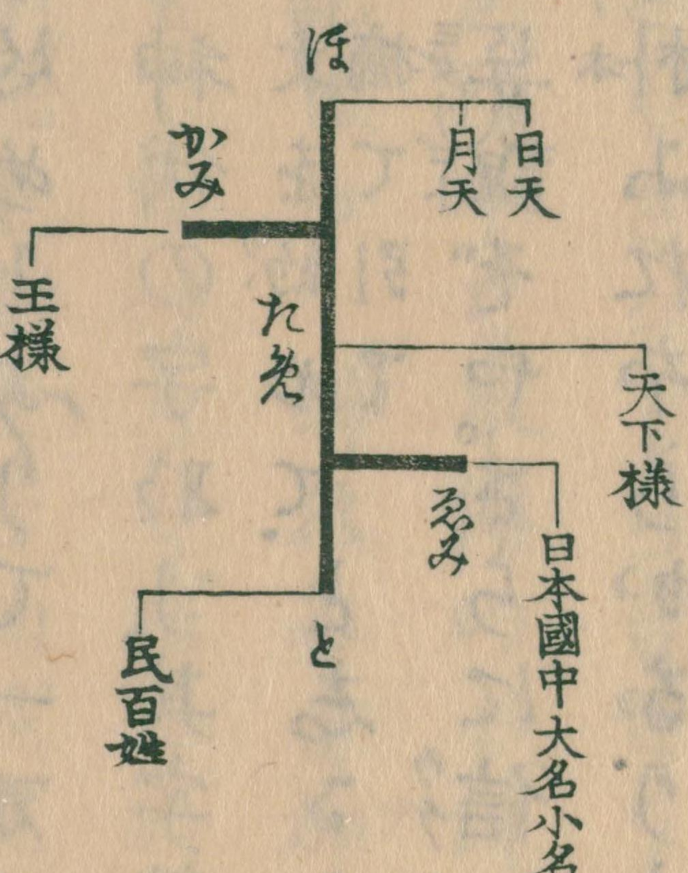

杉浦氏加筆

「如此年始ニ亀トシ。天子將軍ヨリ末々マデ吉凶ヲ占。祈禱仕候由。此書付ハ則豆酘村ヨリ出ス処也」

㊅白濱縁起に見えたる町形。これを因に上に寫出せしかど。つらなれなる書ざまなるから。いさゝか考には倫

なほし○八丈傳の亀甲の灼ざまの事。これも上に書(カキ)したり。よく考ふべき趣(サマ)なり

○弥彦傳。こは越後國蒲原(カムバラ)郡。伊夜日子神社の神官行事方と称ふ職に。古より傳はれる太占箱と題(ウハガキ)せる箱中に。亀甲一枚。帛に畏み納めたり。相傳て云。上古の鹿の肩骨の太占の卜故。後世亀甲に代て用ひたる。その亀甲なりと云へり。其亀甲に添たる卜法の書なりとて。其神官高橋國彦(字齋宮)が寫して。去(イニ)し文政三年三月見せられたる故寫せるなり。此は既(サキ)に本傳の條々にも選び擧つれど。對馬傳と異

ノ裏ニ□如此（是ハ堀ルコトナリ）
テ堀ル。見ヘスク程ニシテ吉

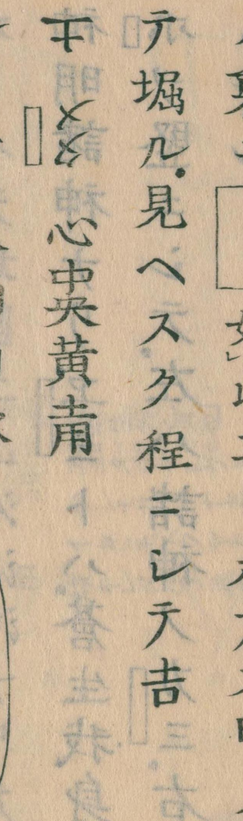

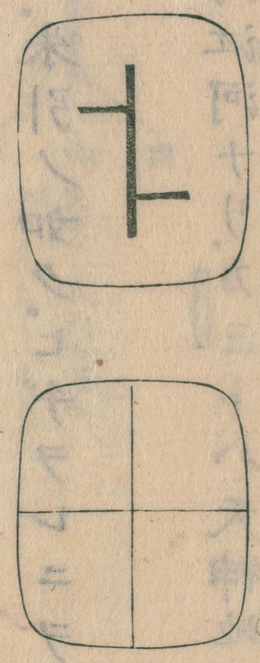

角ノ内ニ朱ヲ以テ。カ子テ 二 一 三 如此書ヲクベシ。甲

亦

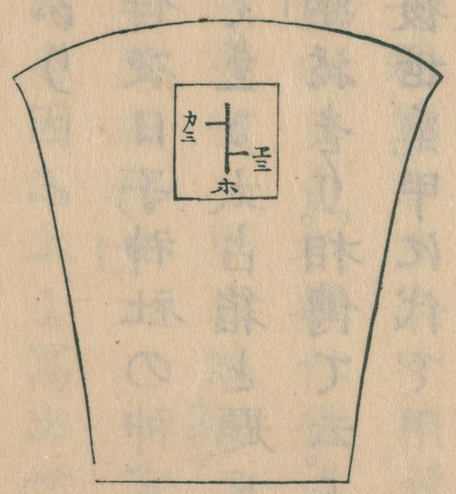

ル趣モ加ヘバ。全クそくに寫シ添テ。後考ヲ俻ふ但シ此書。誤寫加りと見ゆるど。本のまゝ寫せり。又卜ヘ辞等の右旁ふ白點をつけ。句讀ヨ黒點をさしそるは。更ニ予がそのそるなり

卜甲圖

心中央黄青
人西白秋
神北黒冬
地南赤夏
天東青春
一ハフ〻。二ハカ三〻。三ハヱ三〻。火當様ノ事。一ノフノ下ヨリ。上ノ方ヘアツルヿ。其時願文ニ
吾願（ヒ）吉キ支アラバ

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

ホ□ウルハレウ・カ□イキレウ・ヱ□ミタヲラレウ焼キレヨ

吾願ヒ悪キ支アラバ

ホ□モ・カ□ミモ・ヱ□ミニテモ・クレウテ切ヨ

是ニクレウト云支ハ・朱引ノ如ク・ヒヂヲレニヲル支・書付ノ如レ

ホ□トハ・天地國土山海江河ナリ・カ□ミトハ天神地祇神明諸神ナリ・ヱ□ミトハ・蒼生我身ノ支ナリ・天地ノホ□ヲ竪ニレテ・左ハ諸神ノカ□ミ・右ハ蒼生ノヱ□ミトスルヒ

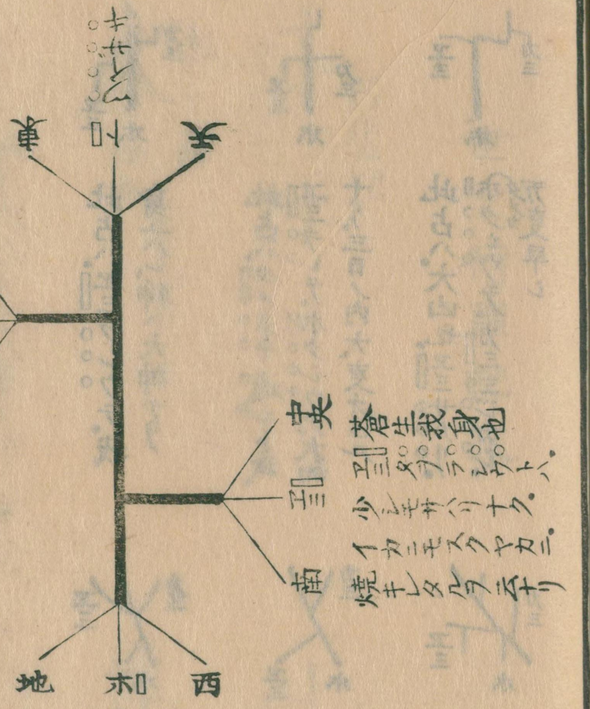

○信友云・此傳町體のトホの位・諸傳と反さまに差(タガ)へり・又焼目城あの傳ふも焼切と云つゞけり・さてあの傳書町體焼切の畫(カキ)ざま誂(アツラ)へりと見ゆまゝど・本おもゝに書く

燒切八箇圖

此八箇所ノ燒切ハ・上代ヨリ指南ノ為・シルストコロナリ

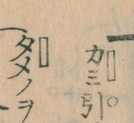

此占・大吉也

此占ハ・ホ□サキ・クシ・ウテノ大悪・外ノ神ノ告カ

此占ハ・火本・クシ・ウテ半吉・ホウバシ・ウ・カミイキシ・ウ切タルニ仍テ・万吉ナリ

此占半吉・我身大支ン・神ノ告・カミイキシ・イニ依テ・高キ所ニ通スルヘシ

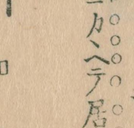

此占・万支吉ナリ

此占ハ・タ□ヌキ・通シ・ト云・ヨ□ヲレテ・ホ□クシ・ウテ・大凶ナリ・三日ノ内大支オコル

此占ハ・大凶也・ヨ□サカリ・ホ□クシ・ウテ・カミ□ジカシ・タタカ万支早シ

世々行事記文

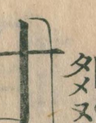

□タメノヲシ物

切占

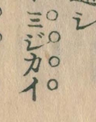

ヨ□引ノマヽ・タ□メタメ・カミ□引ノマヽ

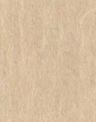

火先・ク□シミタルユヘ・高キ神ノ咎シメ・ト□ユルス故ニ・病ニシテハ・ヤガテ平愈ト占フ・女ノ占ニシテハ・アシヽト知ベシ

ヨ□カヘテ居ル・ヨ□イキツラヒ

吉兆

カミ□カヘテ居ル・カミイキツラヒ

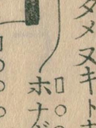

ヨ□ヲタシイ・ヲレタヒ云

カミ□ヲタシイ

□タメヌキトホシ

ホ□ナガイ

ト□ミジカイ

吐□屎付モノアリ・上モ下モ同占ナリ

国立国会図書館　タイトル『正ト考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

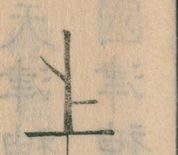
トヲレタ

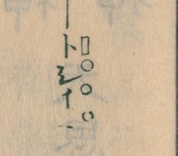
カミニ添モノトモ
又付モノアリモ云

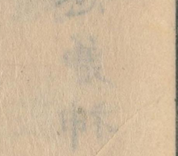
外タメ

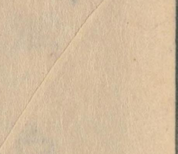
外タメ付モノアリ

トサク

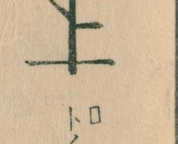
カミ内ノツキモノ

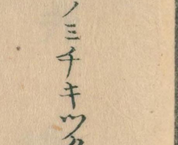
内タメ

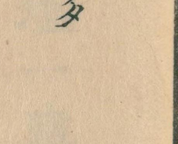
ヨリホニ付モノアリト云

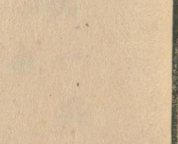
ホサク

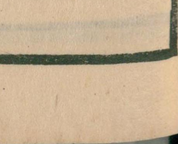
カミ外ノツキモノ

ホカグメタ

トイ

ホ切タ

カミ中タヘ

カミ落モノ
カミクレムモ云
ホヲチモノ

ヨスル
ホサラビタ

キレ占トモ
速ナリト占

ホミタ
ユルス

スキ添モノ

リヤウレタ

トノミチキツタ

国立国会図書館　タイトル『正ト考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

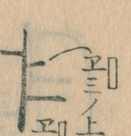

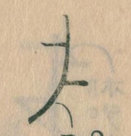

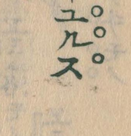

以上

行事方

天津神
國津神　天思兼神

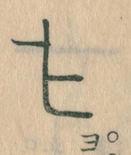

案上ニ

幣帛　御饌　造酒　白米一臧一升也　塩一臧一升也

水鉢一　藁五筋

此四種占甲ニ火ヲアテムシテ後米塩各一勺ツヽ水鉢ニ和シテ甲ヲ摩レバ焼切ヨク見ヘ分ルナリ

佐麻志竹五本

是ハ水ノ上ニ并ベ置キ甲ヲ摩リテ後此竹ニカケ置

料紙硯箱　火爐一　ワタリ尺余土ニテモ金ニテモ作神前ニ置

波々加木　占甲ヲ薫具ナリ　焼大占箱

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

亀甲ハ、隼（トシ）老（オイヲ）吉トス、山川海ニ晒スト云々、三箇日也、裏表ヒニ能摩（スリ）アゲテ、神ニ祭（リ）納（メ）置也

波加留事如レ此、占（フ）事有二心用一（ヒ）、凶毛吉登取事也、以上弥彦傳畢

①口授ニ載（セ）きる。敗亀甲ノ圖

裏

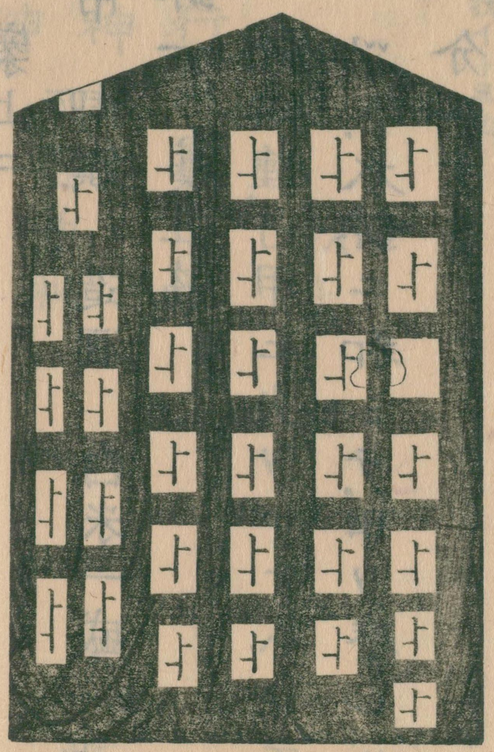

此ハ、兎ノ中ニ、町形ヲツケタル処ナリ

表

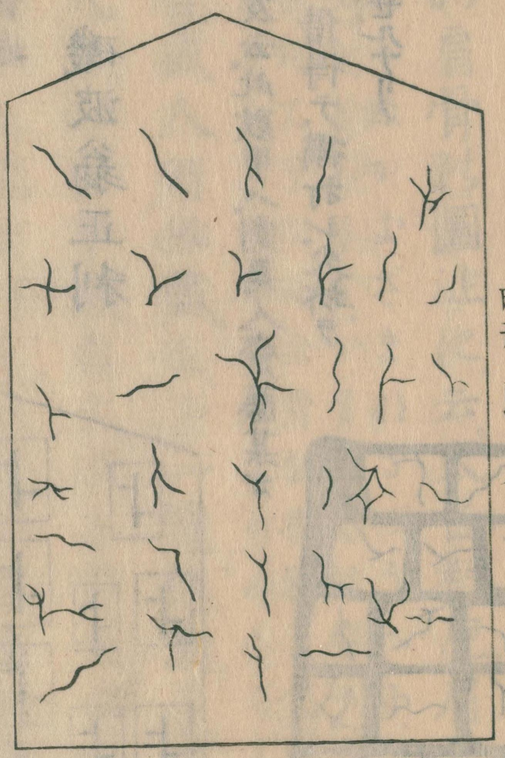

此ハ、裏ノ兎ヲ灼テ、ヒゞレノ出来タル処ナリ、コレヲ町形ニ照シ見テ、兆ヲ知ルナリ

○元文傳、後附ニ載きる。亀甲の圖。　元文傳後附ニ云。

此圖、亀ト行ヒタル焼跡ナリ。對馬ヨリ来ル甲ヲ寫ナリ。對馬ニテ他所ヘハ容易ニ不出ナリ。大小ハ依

国立国会図書館　タイトル『正ト考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

時ナリ。六寸許ナルモアリ
元文三年四月朔日書之
磯波翁正利

○信友云、此敗甲ハ、對馬人齋藤某ガ蔵ルヲ借得テ、搨打シ、火坼ヲ書寫セルナリ

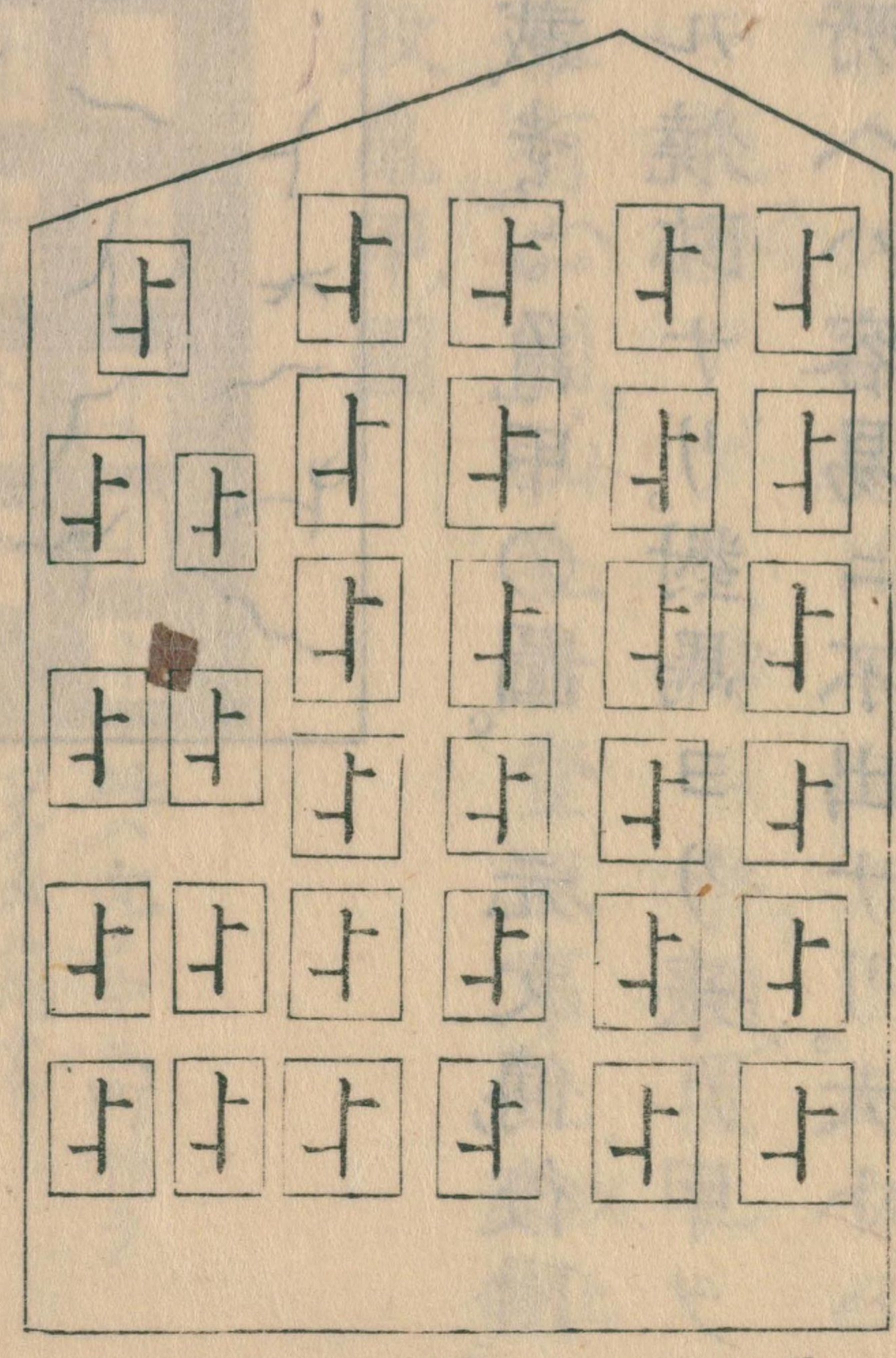

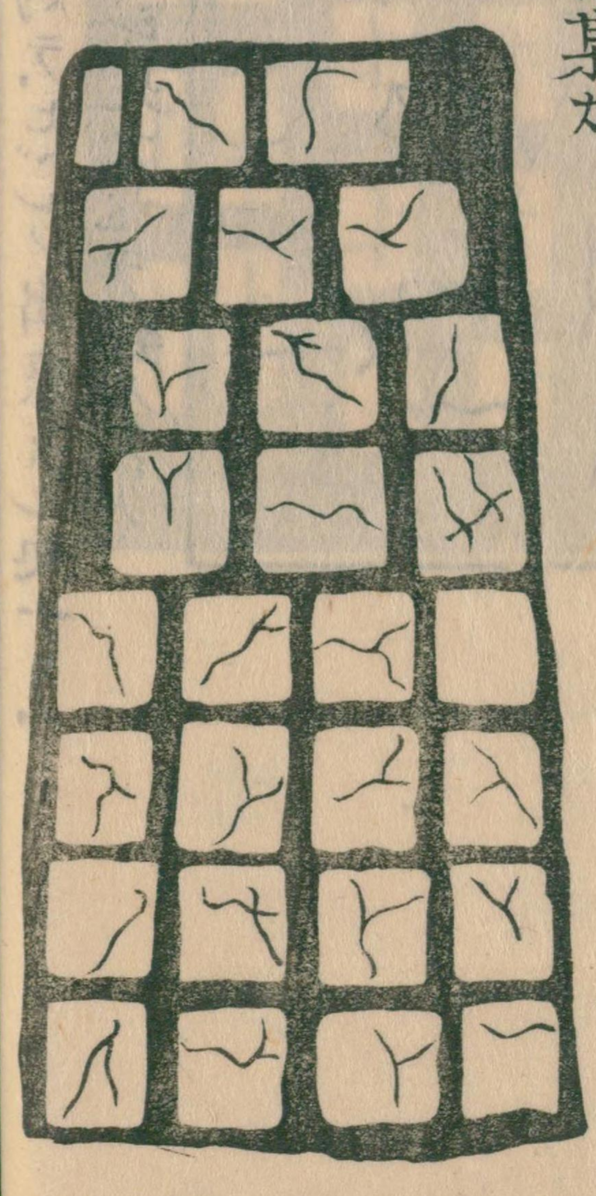

長三寸五分許横二寸三分許

○鹿の肩骨の叓。伊勢貞丈主の自寫せられたる鹿の肩骨の圖注に云。太占料鹿肩骨圖。信友云、この圖いまはこゝに無用なれど、しはしぬかおざまなるかうへに卜事にはなれば、注記などありて、かすりて目安からざれども、あらぬを省きて、予別に全骨の模圖して、その下に載て、右に云へるをあり。其を此にもめぐらして、意得べし
鹿骨或人所秘蔵也。予一覧作圖了。天明四年甲辰四月九日。伊勢平蔵貞丈。注に骨大さ圖のごとし。但鹿の大小に依るべし。牡鹿の左肩の骨を取て、百日許土に埋め。臭氣を去り。又雨を灌せて後用之。信友云、清流に濺し置けば、やや臭氣去るなり。脂氣有れば、卜文現れずと云。太占を行ふにも薄き所を切て用ふ。信友云、全骨を灼試みけるに、中間の薄

記所火坼廣く亘れり。全骨一枚をもて。一度の用に充べし。切て用ひしを坼離なゝを多かる法し。また灼にも使わろうるべと注されたり。そもそも此は。し。かはよく試むべし。いろなる人の秘せる傳わるにか。いと危ぶらし記我注しざまに疎かにして卜法のわづかにきこえぬもいとくちをし

◯牡鹿左肩全骨摸圖。　此はいま予が新にものをなかり。されば肩骨を見て。上に論ずるおとく亀甲に代せる趣を識り。それ卜法に遺せる故事を温ねて。かかよく選むとゝのへせらむには。廢て久しき。正し卜法の。世に現れ出ぬべきものぞ

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

表

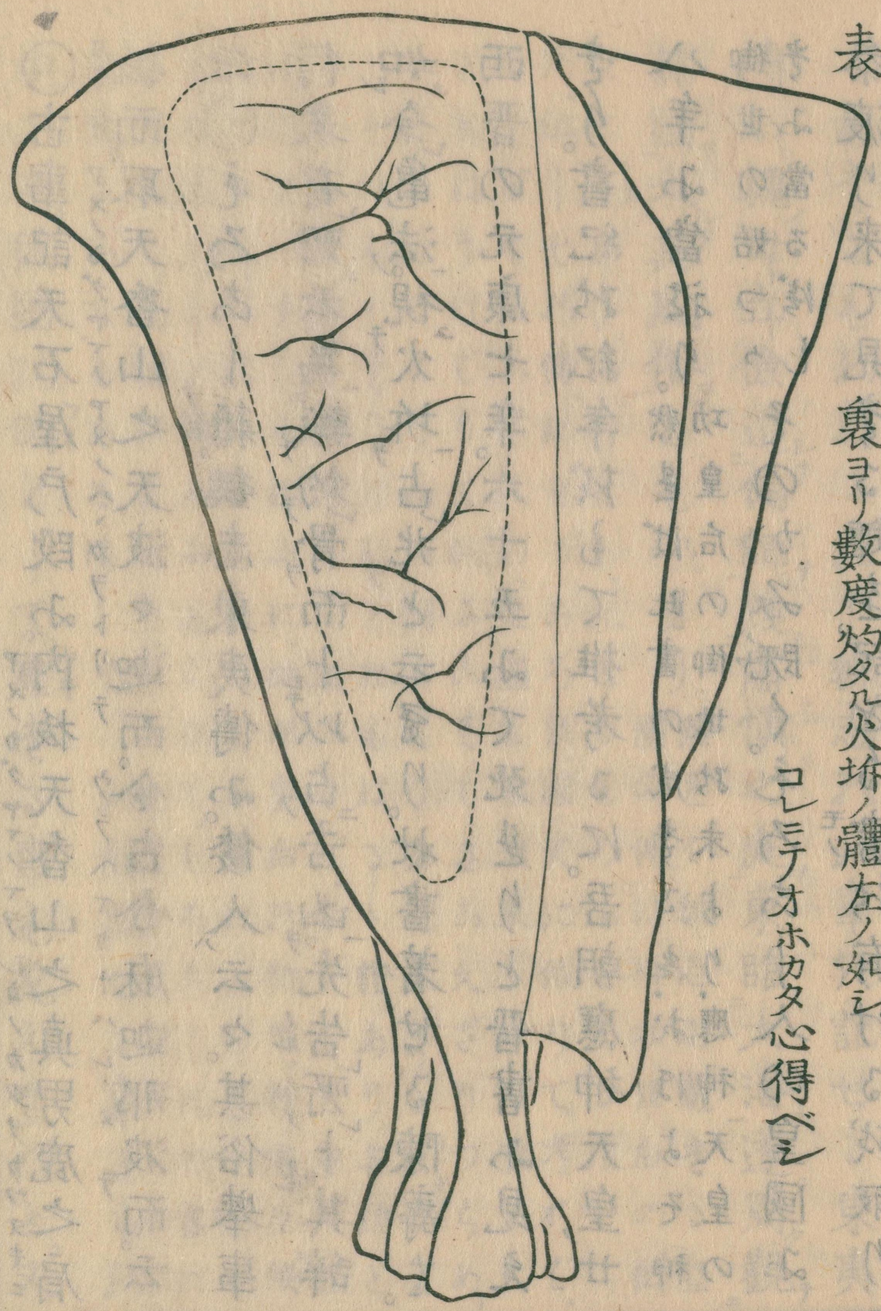

裏ヨリ數度灼タル火坼ノ體左ノ如シ

コレニテオホカタ心得ベシ

裏

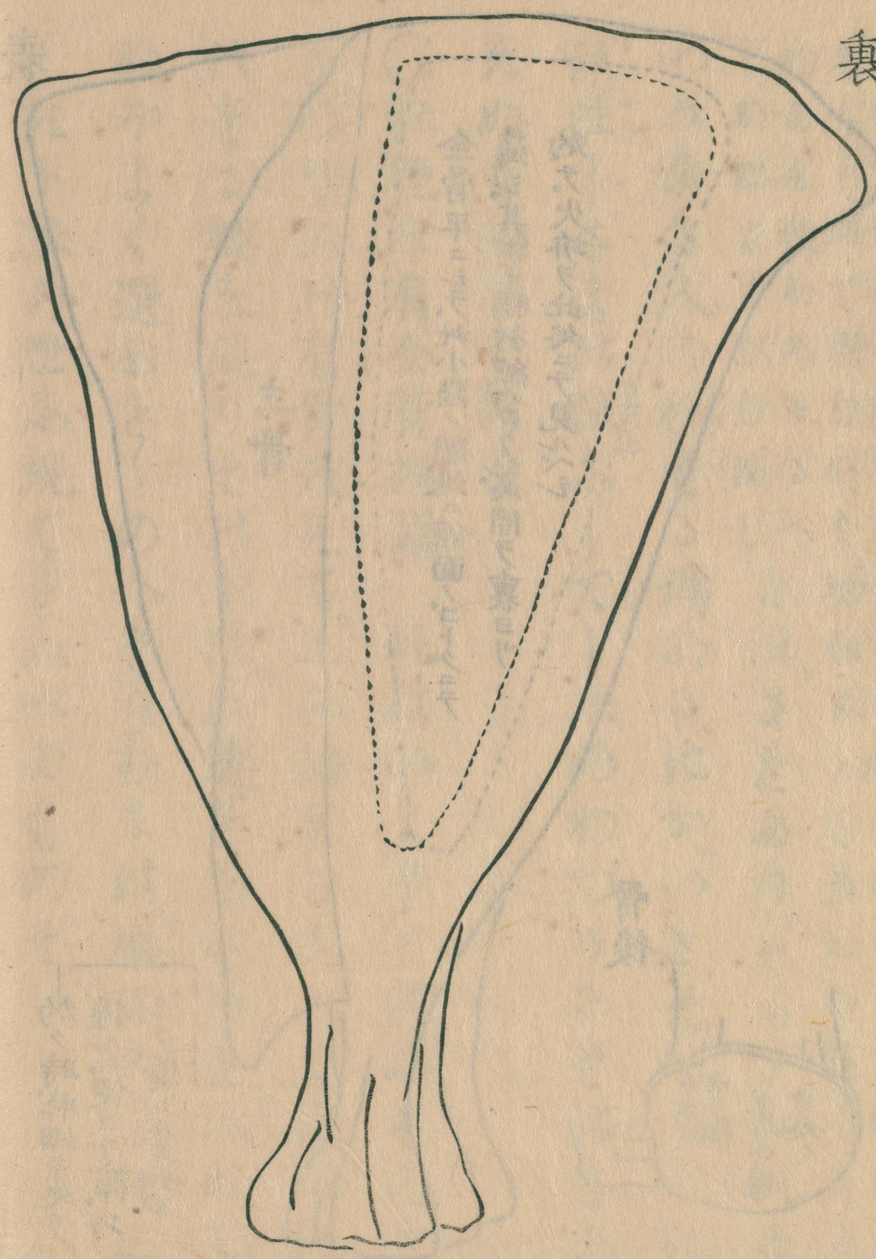

国立国会図書館　タイトル『正ト考 3巻』 請求記号 特1-404

ガラス使用

○古事記天石屋戸段に、内抜天香山之真男鹿之肩抜而、取天香山之天波々迦而、令占合麻迦那波而、云云○もろこし籍、魏志東夷傳に、倭人云々、其俗挙事行来有所云為、輙灼骨而卜以占吉凶、先告所卜、其辞如令亀法、視火坼占兆と云あり。此書著せる陳壽は、西晋の元康七年、六十五にて死せりと晋書に見えたり。書紀の紀年をもて推考るに、吾朝應神天皇廿八年に當れり。然れば此書の成れるは、おほよそ神功皇后の御世の末より、應神天皇の御世の始つかたに當るなれば、そのかみ既く、もろこし人の皇國に参渡り来て見たる趣を記せる書の有けるを取りて載たるものなるべし。魏志の此事を記せる東夷傳に、魏毋丘倹遣偏師、踐粛慎之庭、東臨大海、遂周観諸國、采其風俗、ともいへり。然れど魏志に載たる皇國の傳は、神功皇后の御世の半よりおほさに記せるものにそはるべからず。但しその傳へ記せるころが國史に依りて考れど、いまだもろこし人の皇國に参渡来まじき頃なれど、其はうけぞりて朝にこそきこえざりつらめ。いとはやくより西の國々より参渡来まさる此方よりも往来しきりけむ。これもはるゝ證あり。其證ども事長けれバこゝにはいはねば、委しくも中外経緯傳にいへり。又按ふに、神功皇后の御世、韓國臣服奉れる後、韓國よりもろこしに聞えよむれるまも、あるべく、まさ韓人にたぐひて、もろこし人の客に参渡来て見聞れよむて記せるにてもあるべし。但し此餘記せる事どもの中にも、彼國の例として虚なる事も見えたれど。又

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404
ガラス使用

此方は實事に合り。まづ古風を考合せて。かれこれの證とくらべ見事も見えざれば。この灼骨云々の卜法の。彼が亀卜法に似たりと云へるは實事にて。鹿の肩骨を灼く卜事を見て。記せるものなること決く。傍への證とくらべむなり○萬葉集巻十四に。武蔵野尓。宇良敝可多也伎麻左弖尓毛。乃良奴伎美我名。宇良尓低尓家里。宇良敝は占合にて。占合の意なり。可多也伎は。奥義抄に。此歌の解にわろく論ぜり。万葉集に。卜部座。亀毛莫焼曽。とよめるを。其甲を灼く由にて。後世にあはじに甲を焼ともいふがごとく。卜にも鹿の肩骨を灼くが例なりつるが故に。うちまろせて。かくい肩とぞかかりいへるなり。古事記にも。真男鹿之肩と以むて。骨と云たざるも。其卜法の行はれける世の言のまゝに云傳へたるものなるべし。宇良尓低尓家里も。卜に出たる由にて。肩を灼て。卜合て。兆の顕れ出るを云。龍田風神祭祝詞に。卜事尓出年神乃御心者。まさ卜事乎以氏卜止母。出留神乃御心母無畧解の此歌の注に。東國の神社の中に。今も鹿占の有るを得て。東麻呂翁の考られしは。骨の斑におがしれるなりとぞ。といへり。まさ萬葉集同巻東歌。未勘國相聞部に。於布之毛等。許乃母登夜麻乃。麻之波尓毛能良奴伊毛我名。可多尓伊弖牟可母。あの可多も。肩なり。此歌。一二の句は序辞にて。麻之波は。真柴なり。いま二人が中の密事は。他人もさらなり。山に生たる心なき。真柴にさへも告らぬ妹が名なれど。人の肩灼て卜へをらむには。その卜に出て。顕されなむか。さらばぞ。人の知るべきにあらばとおこりたるなり。此は忍びて婚せりける女の名に立ぬるを恨たるよりて。男

のよみたる歌とこたへたり。まづ按ずるに。上に挙る
な武蔵野は歌の。返へ歌としてよくこたへたり。も
しくも。かの歌と別に傳はりたるにはあらざる。も
さてかの真紫はとは。さればある田舎人どち。容
にかきらむたりときなゆる事のぬしをれなてえ。
木にも草にも語りきるなとなしと云ふの聞たり
死。其をれもひ出てなまこ十五。天平八年雪連宅満
の考におよばるなり　巻
が新羅に遣さるゝ時。壹岐嶋にて死ける時。六鯖と
称ふ人の。傷みてよめる長歌の句中に。由吉能安末
能。保都手乃宇良敝乎。可多夜伎弖。由加武土須流尓。
云々。保都手も。相撲人の上首を最手といふがごと
く。卜術に優長るよしの称なるべし。万葉集
に最末枝を。保都依とよむべく書るも。木の最末を
保まあて。都を加へてよむべく書なるに。今も田舎
人の。枝の末を保衣といふなれども合せてかく
もいふなり。さて由吉は壹岐にて。古も然もいへり。

安末は海人なり。古へ此嶋の卜部を。京へ召さるゝ例な
りしかば。其卜部の黨の。卜へせる者を。海人とし
も云へるも。此嶋人多く海辺に住て。漁を業とせる
なよりて。志ゝよ兄るにて。嶋人といふがおと記意
ばへなるはし。由吉の海人は最手の。とよみきりて。
卜合を肩灼て。と云ふ意に心得はし。由加武土須流
尓も。新羅へなり。卜合て吉かけまず。出きゝむと
するほどに。死れるを。六鯖が伴ひ居て。傷みてよめ
るなり。此歌詞にとはきこえがたき趣あるを。一首
のうへ。又その反歌。まさこの度は人々の歌どもに
もれもむ合せてかくも考へきるなり
◯亀甲を用ひずして。鹿ノ肩骨を
用なるを。本傳作亀甲次第の條に見え。なほそれ條
下に。其證を引注きるをちかくよりて合せ考へて。
知るべし

卜部年中所レ卜之亀甲ヲ制作シテ。正月雷命ノ社ニ参詣

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』　請求記号 特1-404
ガラス使用

シテ。其神ヲ祭ル。雷命ノ神社ハ在下縣ノ郡豆酘ノ郷豆酘村ニ也 雷神ヲ祭ル故ハ。
對馬ニ亀卜ヲ傳ル叓ハ。神功皇后新羅征伐之時ニ雷
命對馬國下縣郡佐須郷阿連村ニ坐シテ傳ヘ玉フナ
リ。依之祭之也ト當國卜部ノ説也。 元禄九年五月日
對馬國惣宮司定之男藤原齊延
年始に亀卜なる事。元文傳なる加筆にありて上に注
せるがごとし○一傳ニ云。當國卜部ノ家説に云。在昔神
功皇后。三韓征伐の時。當國卜部の始。雷ノ命皇軍に従
ひ。三韓より帰り。當國下縣ノ郡佐須ノ郷阿連村に留り。
亀卜ノ術祭祀ノ法を遺したまへり。其子孫卜部として

今に卜術を傳へたり。其卜部上古ハ十家なり。其家絶
て中古五家あり。今僅に一家存せり○雨森東が橘
窓茶話に。對馬卜部の事を。相傳神后征韓。留卜者十
家於此地云。今僅存二家。上に挙たる一傳に一家とあり 其人乃畎
畝之家。既無書籍。口々相傳。今其詳不可得而知焉○神
名帳考證に云。度會延経神主著 對馬國下縣郡雷ノ命ノ神社。今
在豆酘郷。豆酘雷大明神とゆふ。今豆酘村にて亀卜
をする佐岩氏。正月に豆酘村なる社に詣でゝ。此神
を祭り。卜をするなり。亀卜は雷ノ命より傳はれり。雷
命は卜部の祖にて。神功皇后に従ひ三韓に渡らせ當

國阿連村に住をまへりと云へり。阿連村に雷神占と云て。今阿連村より出すなり○松下傳に。對馬にて卜部が亀卜する時。始に祭卜庭神。卜庭神をさには神とよむ。對馬なる亀卜の傳にあり。又卜庭神を雷命なり。亀卜なる傳へをまへる祖神あり○續日本紀云。天應元年七月癸酉。右京人正六位上栗原勝子公言。勝を村主と同じ骸にて須具利とよむべ子公等之先祖。伊賀都臣。是中臣遠祖天御中主命二十世之孫。意美佐夜麻之子也。伊賀都臣神功皇后御世使於百濟。便娶彼土女生二男。名曰日本大臣。大臣遥尋本系帰聖朝。時賜美濃國不破郡栗原地以居焉。厥後因居命氏。遂負栗原勝姓。伏乞蒙賜中臣栗原連。於是子公等男女十八人依請改賜之。姓氏録未定雑姓右京部に。中臣栗原連。天兒屋根命十一世孫印本七世。一本十世。今しばらく古寫一本に依る雷大臣之後也。此ほゝ雷大臣の後に中臣志斐連・壹岐直・神奴連・生田首・中臣連・村山連・津嶋連・津嶋直・三間名公・中臣藍連・中臣大田連・中臣酒屋連・川跨連あり・雷大臣命と書るとあるもあり・但し兒屋根命よりの世数を區にして同じからず・又常陸なる中臣部・占部も・雷大臣なる兄弟の中より出をるを・後に二氏共に中臣鹿嶋連と改賜へり・あの事を・別記常陸占部の條に云ふべし三代實録貞觀五年九月の下に。壹岐嶋石田郡人宮主外從五位下卜部是雄。神祇權少史正七位上卜部業孝

等賜姓伊伎宿祢其先出自雷大臣命也。また（同十四年四月）に下伊伎宿祢是雄卒。是雄者云々。本姓卜部改為伊伎。始祖忍見足尼命。始自神代供亀卜事。厥後子孫傳習祖業備於卜部。是雄卜數之道尤究其要。日者之中可謂獨歩云々。（姓氏録右京神別に、壹岐直。天兒屋根命九世孫雷大臣之後也。書紀顯宗巻に、三年二月、阿閉臣事代銜命出使于任那。於是月神著人日云々。事代由是還京具奏。奉以歌荒樔田。壹岐縣主先祖押見宿祢侍祠。○忍見足尼命始自神代供亀卜事の文意得がたし。此人顯宗紀に見えたれば、始自神代云々とも云べからば、又然る名の神の、神代にあるべくもならば、もし供字、始字の上に在て、供始自神代亀卜事とあるべきを、文字の倒置なるか。又はやくより寫誤れるにや。諸本みな如此あり。さて亀卜は漢國の卜法なるを、神代より始まる亀卜ノ事と書るも、いみじき僻言ながら、當時神代より始まる鹿卜を亀に換へ、文漢ざまなる事をもてつけたりけるにあまりて、文の潤飾に過て、事實を誤れるなり。亀ノ字は無くてあるべきものをや。下文に卜數之道、日者など云へるも、其をぐむなり。まことや崇神紀に、命神亀云々とあるは、鹿卜と書紀仲哀巻になるべきを、文章の飾に然せるなり）

に。九年二月天皇崩於條に。大臣武内宿祢に次て。四大夫と称する中の上首に。中臣烏賊津連。神功紀によりて。三月皇后齋宮に入て。親ら神主と為りたまひ。中臣烏賊津使主を、此人の骨上にも連とあるは、骨の序を進られたりしなるべし。使主と記されたるより後の御世の例をもていへり。いづれにも同人なるを審神者として。神諭を請問はしめたまひしを決し事見えたり。（古事記に、此時の事を健内宿祢大臣に係て記せるも、烏賊津使主の事をわも）

まなる傳あり。これ事上にも論へり。ゆちせ見て心得べし。かの子公の奏言に。伊賀津臣と見え。姓氏録の雷大臣も。此人の事にて。神功皇后の御世。韓國に遣されたりと有るもよく符ひてきこゆ。但し雷字。伊加豆知とあるをも訓め。伊加都といふには借用ふべきにあらず。然れど烏賊津の下に知を加へて。伊加都知といふが。連語の文にて。伊加豆知。大臣と。都を濁る音に呼むならへるなるべし。さてその知は。男を尊みて云稱にて。古事記に見えたる國栖人の歌に。麻呂賀知とうたへるも。我が知なり。欽明紀に奏大津父と。知に父字を當るも。其意がもて書るは。あまをれもへば父母の父え。それ知を疊て親しみ尊まる稱ときこえなり。比古遅。衰遅。遅み遅も。それ知を連語の文にて濁れるなり ○臨時祭式云。九宮主、取卜部堪事者任之。其卜部、取三國卜術優長者。伊豆五人。壹岐五人。對馬十人。○

類聚三代格に。天安三年三月十三日の太政官符に。應減筑紫防人十二人便充在京及府卜部廝丁事とある文中の。太宰府の解文に。延暦弘仁嘉祥齊衡の度々の。此卜部の條事が載まる中に。弘仁十四年の對馬嶋の解に。今商量。以筑紫人分配防人者依兵不足也。以當嶋人差送廝丁者為恤卜者也。夫卜者雖該知未然。而防衛之備尚不如兵。望請特被言上。減筑紫防人百十二人之内十二人。便充在京及府卜部廝丁。其代以當土人永相補之。云々と。此嶋の卜部を特に恤まきまする趣きこえたり○神名式に云。對馬

嶋下縣郡雷命神社。右の神社。本傳また神名帳考證にも。下縣郡豆酘郷豆酘村に在りといへり。又元文傳に豆酘郷にて聞え申す時は。きこゆる大明神と申て御座候。其社にて云々。といはる申候と云へるも。同社の事ときこえたり。然るに玉勝間巻五に。對馬人のをこせたりといへる。國中の式社は在所・神階を記せる中に。雷命神社。下縣郡佐須郷阿連村にあり。神階従五位下。今は八龍殿と申すとあり。本傳また神名帳考證にも。佐須郷阿連村に。雷命の在留し処にて。卜部の世々住着て在る処にて。上に注せるがごとくなれば。差ひてきこゆ。今推考るに。本傳其ほか卜部の家説に云へる。豆酘郷豆酘村なる社は本社にて。佐須郷阿連村なるは。雷命の在留し蹟所といふ。卜部が住所なるによりて。後に私に祀りたる祠なるを。本社ぞと心得たる謬説にやあらむ。さて佐須郷。和名抄民部式などに見えず。日本後紀弘仁三年十二月の下に。對馬嶋言云々。下縣郡佐須浦と見えたり。八幡愚童訓に文永十一年十月五日。對馬の西面佐須浦に蒙古の賊船多く着て。人家を焼拂ひ。いたく暴ひて。人民を害ひたるを見ゆ。卜部も。もしくは此時の害に遭ひて衰へたりしにもやあらむ。さて又上に云へるごとく。雷命も中臣烏賊津使主にて。兒屋根命の裔なり。仲哀紀崩條下に。大臣に亞て四大夫と称へる中の上首にて。中臣と称へるも古の例にて。職名をもて。やがて氏のごとく呼ばるなり。さて其中臣は中執臣の義にて。延喜中臣本系帳に。高天原初而皇神之御中皇御孫之御中執持伊賀志桙不傾本末中良布留人称之中臣。といへるこれなり。神功紀に云々

が御事によりて。皇后神主となりたまひて。烏賊津ノ使主をもて審神者として。神ノ論を問はしめたまへる事が見えたるも。いはゆる中臣ノ職に仕奉まつるなり。上に挙たるごとく見林ノ抄物に。卜庭神をまつる神とよむ。對馬の亀卜が傳にありと云へるも。古傳說とはさるも此使主。上祖兒屋根ノ命天上にして。あえなり

天照大御神ノ石屋閉の時が占事を行ひまつる神代紀に。天兒屋ノ命主神事之宗源者也。故俾以太占之卜事而奉仕。此は大物主ノ神・事代主ノ神を祭らるゝ事につきて。天上にして定たまへる由を云へる文ながら。原よりの職なる由。古事記ノ傳十五ノ巻に。神籬の事を論らはまたるところに。委しく說たまへるがなと見えたる神事の宗源を主り。太占が卜事をとし

もて仕奉まつるが故なり。一傳に。雷ノ命亀卜ノ術・祭祀ノ法を遺したまへり。といへり

かくてこの雷ノ命。新羅征伐が時云々といへる事實を。上に挙たる卜部の傳どもに。書紀及續紀なる栗原ノ子公が奏言を併せ考るに。雷ノ命はじめ仲哀天皇筑紫へ熊襲征伐に幸しける時より。皇軍に仕奉り。其處より皇后の新羅征伐に仕奉り。三韓降服奉りて凱旋したまへる時。百濟に遣されて。其國を治め。此間に。その國が女に婚て。日本大臣を生し對馬に還り留りて。下縣郡が西面。佐須浦の阿連村に住み。韓國の事を窂り。卜へまつろなむて。仕奉りしなるべし子を生し。卜事を傳へ置るが但し傳どもに亀卜といへるは。後をもて云

するなりそが子孫卜部となりて。その阿連村に住て。昔は十家ありしと云傳ふ。さて雷命神社も。豆酘郷豆酘村に在る我祖神として。卜事の時も。もはら此神を祭祀りといへる趣なり。但しかの雷命。對馬に卜術の傳を遺し置て。後に本土(モトツクニ)に帰りたまへるがごとくにもれあれど。傳を書どももとより口傳の趣を。とりどりに書(カキ)とりをるものにして。記しざまはさと〳〵のなざれば。詳(サダカ)なるは知りがたし さて雷命が。對馬にしも卜術を遺傳(ノコシツタ)へられたるは。韓國をもと神が御教に随ひて。得たまへる財國なれば。殊によろづ神慮(ミココロ)を問ひてものしたまひぬべければ。神功紀に。爰ニ卜ニ吉(ヨキ)日ヲ而臨發有日云々。從ニ和珥津一発之 それが渡に近き對馬にて。卜部が置て

仕奉しめたまへるなるべし。見林が抄物に。上に挙するがごとく云々といひて。卜庭神は雷命なり。亀卜を傳へたまへる祖神なり。故に昔も朝鮮人本朝に来れば。皆その社に謁すといへりと記せり。卜部が亀卜の。韓國が法ならぬ由は。既に具に辨へするがごとくなれば。論ふまでもあらじ。縦(ヨシ)や然あらむにも。さる由にて朝鮮人が。雷命神社にことさらに詣づべきことわりもあるべからぬものを。按ふに韓國人の。降服(マツロヒ)奉りて参渡す始ける頃。雷命其嶋に在りて。韓國の宰(コトド)れる時。それが聽所(マツリゴトドコロ)に参入するな

なりにて甕りて後。祀れる神社へ。忠心もて詣けるが。又後には其由歟をわすれゆきて。何となくそれ神社に詣づる例となりてありし歟。卜部の家に。然語継たるものとぞきこえたる。當初神國と畏み奉れる朝廷の稜威をもいやまひ奉るべし。さてまた帳に。上縣郡に太詔詞神社。（今郡名華りて。下縣郡與良郷加志村に在て。加志大明神と申すとぞ）下縣郡に能理刀神社（今郡名華りて上縣郡嶋郷西泊村に在）なりとあり。されば神は。公家にて祭らるゝ卜庭神に坐すこと。上に云へるがごとし。されど神事卜事に由ありて此嶋にて祭られたるなるべし。（祭神は雷命の上祖兒屋）

命なるべし。其由は下の別記に論へり。○卜部の系圖を正しく誌せるものいまだ見およばず。尊卑分脉に載たる。藤原氏玄古神代大祖稟系圖とて。天御中主尊より居々登魂命に至り。また別に居々登魂命の長男天兒屋根命より藤氏諸流元祖として。大織冠鎌足公に及びて。継々に記せる間に跨耳命といふを載て。其譜に雷大臣命。足中彦天皇之朝廷習太兆之道達亀卜之術。賜姓卜部。令供奉其事。云々と記して此子孫に系て。清麻呂の子諸魚をもて。卜部の祖として。今の吉田卜部の系圖をも載たり。但し一寫本に。諸魚以下無きがあり。又別に卜部氏の系圖ありて。鎌足大臣より系りて載たり。もはらかの藤氏諸流元祖といへる系圖の下に載たると同じ。又松尾社家系圖あり。歌荒洲田卜部伊伎氏本系帳と題して。天兒屋根命を上祖として記せる間に。雷大臣命。日本大臣。忍見命。また雪連宅満歟伊伎宿祢として載たり。さて右の系圖どもをつらつらよみ考ふるに。上祖の傳説。また書記せるものもいささかありぬるめれど。朴畧にして詳ならざる歟。系圖に書きのべむとして。古系圖古書どもに依りて強

て牽合せもてつけて。系圖を作り。さかしらなる姦説を書加へて。作れるものなるを。古書どもに證して著しきものなり。かくて其をそのかみ在来し系圖の上に加へ。又在来し系圖にもさかしらを加へへするものなり。さはいへど。さすがに古にかよへる由ありて。めでたげにきこゆる事もさ無きにしもあらねど。しひて作れるものにして。いふかしきさに信がたき書なれど。今それらの系圖をばとらざるなり

◯藤原齊延は對馬人にて。字を藤佐助と称せり。志厚く。古書どもに心をよせて學びけりとぞ。すべて此人ことをば首に記せるがごとし。そもそもこの卜術はかの卜部が家には。もとよりはか〳〵しく書記せるものもなく。たゞ言傳へするのみなりと聞ゆるを。齊延がうちきゝにかぎりも書とゝのへするは。はやく此傳を記せるにや書にて。およなむたまものなり。おのれより後に記せる傳どもにも見えて。おのれに漏せる據を補ひて心得べく。又さかしら説加へて記しゝ者は。選びて採るべき由などは。既に論へるがごとし

特1
404

国立国会図書館　タイトル『正ト考 3巻』 請求記号 特1-404

ガラス使用

303

會聖振籍書古

正卜考 全三

伴信友著

價格 壹圓

国立国会図書館　タイトル『正卜考 3巻』 請求記号 特1-404

ガラス使用　挟み込み物

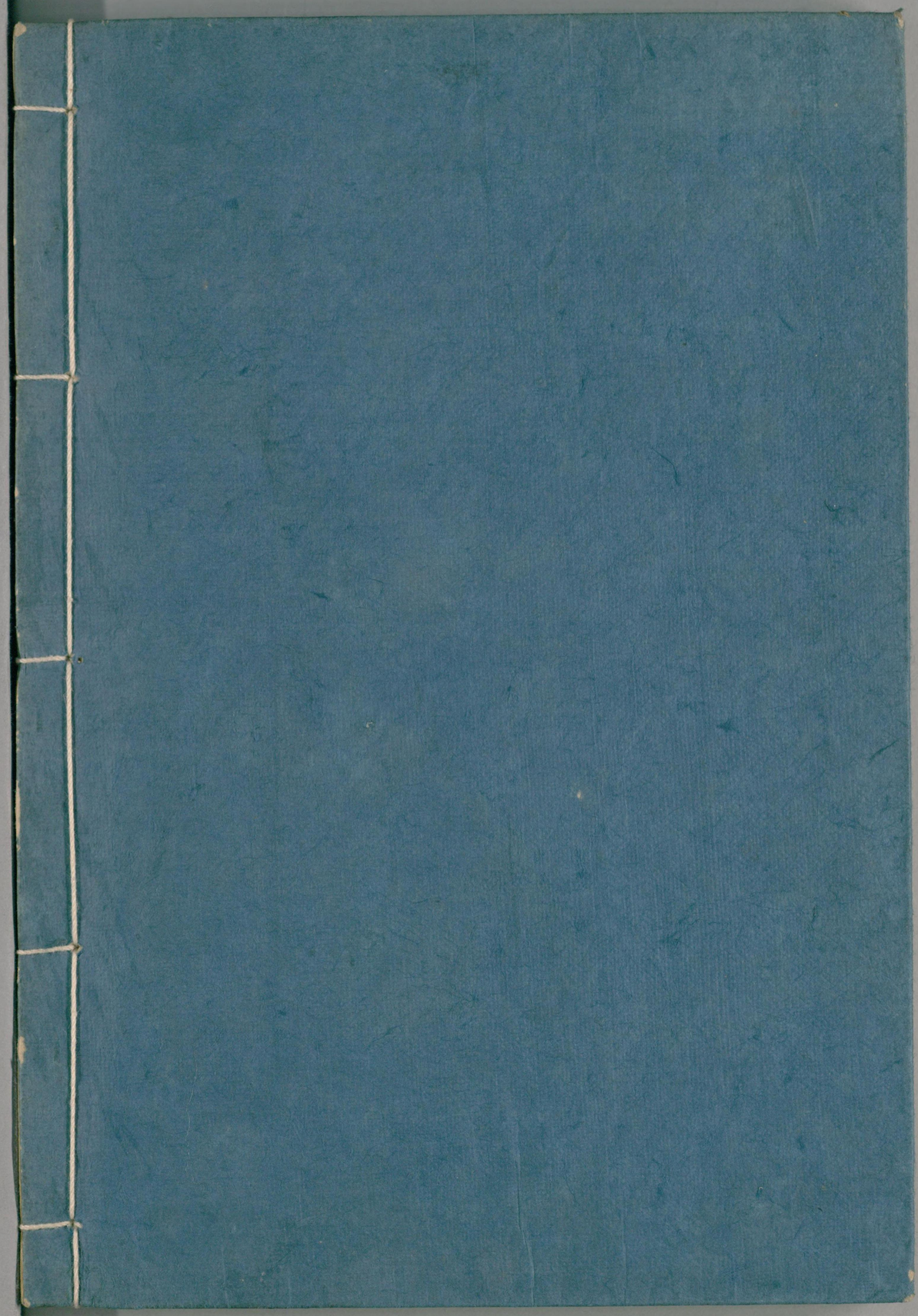

国立国会図書館　　タイトル『正ト考 3巻』 請求記号 特1-404

ガラス使用